

平成23年4月1日14時00分現在

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第35報）

厚生労働省

1 厚生労働省における対応

3月11日（金）14時46分 三陸沖で地震発生
14時50分 厚労省災害対策本部立ち上げ
3月12日（土）9時00分 厚生労働省現地連絡本部設置（厚生労働省現地対策本部に移行）
（防災電話配備）

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

（1）災害救助法関係

○災害救助法の適用〔都道府県知事が決定〕

- ・宮城県が全35市町村に適用（3月11日22時30分）
- ・岩手県が全34市町村に適用（3月12日18時00分）
- ・東京都が47区市町に適用（3月12日18時00分）※
- ・福島県が全59市町村に適用（3月17日14時00分）
- ・長野県が1村に適用（3月12日17時00分）※※
- ・新潟県が2市1町に適用（3月12日17時00分）※※
- ・青森県が1市1町に適用（3月13日18時15分）
- ・茨城県が28市7町2村に適用（3月15日20時30分）
- ・栃木県が15市町に適用（3月17日14時30分）
- ・千葉県が6市1区1町に適用（3月24日18時00分）

※は、帰宅困難者対応

※※は、3月12日発生した長野県北部を震源とする地震により適用となったもの

○災害救助法の弾力運用

- ・今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知

これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ5割～9割）することを明確化（3月19日）

（参考）避難所として旅館、ホテル等を借り上げる場合、新潟県中越地震の際に、1人1日5,000円（食事込み）

応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる場合、岩手・宮城内陸地震の際に、寒冷地仕様を考慮し、一戸当たり月額6万円

- ・都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続きで交付（3月19日）
- ・県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入のマッチングを行う旨の観光庁通知を受け、各都道府県に被災者の受入体制の確保の要請、2ヵ月の期限到来後の更新があり得る旨等を周知（3月24日）
- ・公営住宅等を活用して災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となるので、積極的に被災者の受入に当たるように要請するとともに、避難所において行われる炊き出し等については、避難所に収容された者に限らず、住宅に被害を受けて炊事のできない者も対象とされていること等の留意点を周知（3月25日）
- ・岩手、宮城、福島県の三県に、当面の救助費計301億円を支出決定（3月28日）
- ・広域にわたる避難が行われた場合の取扱いに関し、①受け入れた都道府県・市町村での具体的な求償の流れ、及び②岩手県、宮城県及び福島県に対する当面の予備費301億円の使用の決定を周知し、他自治体の積極的な救助を要請（3月29日）

（2）医療等活動関係

○宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の診療体制

※医療機関への電話連絡による集計（3月31日11時00分現在）

宮城県 14病院のうち、入院制限なし12病院、外来制限なし11病院
 福島県 8病院のうち、入院制限なし7病院、外来制限なし7病院
 岩手県 11病院のうち、入院制限なし8病院、外来制限なし8病院

※岩手県の11病院のうち、1病院は確認中

○患者の受入可能病床数

被災県以外の都道府県の医療機関における患者の受入が可能な病床数について、調査を実施

・国立病院機構病院	128病院	1463床	（3月29日現在）
・国立高度専門医療研究センター	8病院	202床	（3月29日現在）
・社会保険病院 厚生年金病院 船員保険病院	35病院	約370床	（3月27日現在）
・労災病院	30病院	255床	（3月28日現在）
・日本慢性期医療協会	192病院	約1100床	（3月25日現在）

○医療チームの派遣調整（活動中152チーム、約702人）

- ・日本医師会等の関係団体に被災地への医師等の派遣を依頼済。日赤等はそれ以前から活動
- ・国立病院機構から派遣（4月1日12時00分現在）
 - 岩手県 4チーム（21人）が活動中（山田町③、移動中①）
 - 宮城県 2チーム（10人）が活動中（東松島市①、山元町①）

（同機構から派遣累計59チーム 294人）
- ・国立国際医療研究センターから、医療班3チーム（13人）派遣（3月31日20時00分現在）、宮城県にて活動中（東松島市、石巻市）
- ・国立長寿医療研究センターから、医療班1チーム（5人）派遣（4月1日12時00分現在）、岩手県にて活動中（釜石市）
- ・労働者健康福祉機構は、全国の労災病院から医療班2チーム（13人）を派遣（4月

1日00時00分現在)、宮城県(仙台市)にて活動中

- ・日赤の救護班27チーム(192人)が活動中(4月1日0時00分現在)
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会は、8チーム(19人)を派遣(4月1日0時00分現在)
- ・日本医師会は98チーム(約390人)を派遣(3月31日12時00分現在)、全日本病院協会及び日本医療法人協会は、合同で6チーム(20人)を派遣(4月1日0時00分現在)
- ・社団法人全国社会保険協会連合会は、社会保険病院から1チーム(19人)派遣(3月28日0時00分現在)

○薬剤師の派遣調整(4月1日14時00分現在)

- ・日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会において、被災した各県からの要請に応じて、避難所等に薬剤師を派遣し支援する対応を調整
- ・4月1日までに、北海道、宮城、東京等の各薬剤師会、日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会から、薬剤師計693名(岩手県へ69名、宮城県へ465名、福島県へ157名、茨城県へ2名)を派遣。岩手県で14人、宮城県で39人、福島県で17人が活動中

○看護師の派遣調整(4月1日11時00分現在)

- ・日本看護協会等の関係団体に、看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼(3月18日)
- ・日本看護協会において、被災した各県の病院や避難所などへ計286人の看護師を派遣。宮城県で47人、岩手県で27人、福島県で2人が活動中。被災地(岩手県、宮城県)へ移動中が29人

○歯科医師等の派遣調整(4月1日11時00分現在)

- ・日本歯科医師会等の関係団体に、歯科医師等の歯科医療従事者の派遣への協力を依頼(3月25日)
- ・千葉県歯科医師会から歯科医師1名、歯科衛生士1名、歯科巡回診療車運転手1名を岩手県へ派遣(3月31日～)

○理学療法士等の派遣調整(4月1日11時00分現在)

- ・日本理学療法士協会等の関係団体に、理学療法士等の医療従事者の派遣への協力を依頼(3月30日)

○保健医療の有資格者(公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等)の派遣調整

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区と、派遣可能な保健師等の人数や期間の早急な調整を開始(3月12日)
- ・厚生労働省より岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への保健師等の派遣を調整(3月13日)
- ・再度、各都道府県・保健所設置市・特別区あて、保健師等の追加派遣について照会(3月17日)
- ・保健医療の有資格者(公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など)の追加派遣について都道府県等に依頼(3月20日)
- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への公衆衛生医師等の追加派遣について調整(3

月25日)

- ・福島県知事からの保健師等の派遣の増員要請を受け、各都道府県、保健所設置市、及び特別区に福島県への派遣について、再検討を依頼（3月27日）

<保健医療の有資格者の活動状況（4月1日12時00分現在）>

	チー ム数 (人数)	派遣先都道府県等
現 地 活 動 中	112 (376人)	岩手県38、宮城県49、 福島県3、仙台市22
移 動 中	4 (13人)	岩手県1、宮城県2、福島県1
移 動 準 備 中	6 (19人)	岩手県1、宮城県2、福島県5
合 計	122 (408人)	岩手県40、宮城県51、 福島県 9、仙台市22

○厚生労働省技官の派遣（4月1日12時00分現在）

- ・厚生労働省看護技官を福島県内の避難所における健康管理及び感染症予防対策のため現場に派遣(3月29日～)
- 活動中 2チーム(4人)(須賀川市1、会津坂下町1)

○「心のケアチーム」の派遣調整（4月1日14時00分現在）

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を開始（3月13日）
- ・3月中は、派遣可能な期間のみ緊急に活動する体制として35チームを確保し、順次、被災県にて活動を実施。(3月17日～31日)
- ・4月以降は、同一地域で同一都道府県等のチームが継続的に支援することを原則に、改めて各都道府県と調整を行い、現時点で、継続的に支援を行うチームとして35チームを確保。順次、各地域での支援を実施

現地活動中 21チーム(104人) (岩手県8(東京都、大阪府、国立病院機構鳥取医療センター、国立病院機構琉球病院、国立病院機構久里浜アルコール症センター、静岡県、和歌山県、横浜市)、宮城県10(岡山県、長崎県、石川県、愛知県、国立病院機構東尾張病院、三重県、鹿児島県、北海道、福岡県、佐賀県)、仙台市2(兵庫県、徳島

活動準備中 14チーム

○避難所等において、健康及びこころの健康を守るためのポイント

- ・「被災地での健康を守るために」及び「こころの健康を守るために」をまとめ、被災県に提供 (3月18日・25日)

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155g1.html>

○メンタルヘルス情報サイト

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、医療関係者等の支援者向けの情報提供サイト (http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html) を開設 (3月16日)
- ・厚生労働省ホームページに掲載しているメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) に、被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置 (3月23日)

○メンタルヘルスを含む健康相談の実施

- ・産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について、電話での相談受付を開始 (3月22日) し、産業保険推進センターに全国からつながるフリーダイヤル (0120-226-272) を開設 (3月30日)

○医療関係者向けの循環器専門医による相談の実施

- ・独立行政法人国立循環器病研究センターにおいて、医療関係者向けに循環器専門医による電話相談の受付を開始 (3月24日)

○児童福祉関係職員の派遣等

- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣するなどの対応について都道府県等に依頼 (3月15日)
派遣可能人数 56自治体 396人 (4月1日14時00分現在)
- ・岩手県からの要請を受け、児童福祉司、児童心理司など合計17名を派遣済 (3月25日～31日)
- ・宮城県からの要請を受け、児童福祉司、児童心理司など合計28名の派遣について、調整中 (4月5日からの派遣予定)

○介護職員等の派遣

- ・被災県の社会福祉施設等や避難所に介護職員等を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を依頼 (3月15日)、派遣可能人数等を把握して被災県に連絡 (3月18日～)

派遣可能人数 : 8,126人 (4月1日14時00分現在)

派遣状況 : 328人 (4月1日14時00分現在)

岩手県 介護施設等 89人

宮城県 介護施設等 144人

障害者施設 2人

福島県 介護施設等 85人

障害者施設 8人

- ・宮城県において、日本介護支援専門員協会、日本介護福祉士会、リハビリ関係者（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）、宮城県、仙台市、厚生労働省現地対策本部等をネットワーク化した「避難所における介護等の提供体制」を構築し、介護職員等の派遣を開始（3月25日）なお、岩手県、福島県においても順次構築する予定
- ・日本介護支援専門員協会より、8名のケアマネジャーを派遣（3月21日宮城県石巻市）
- ・全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会が、岩手県内4エリアに計8人のニーズ調査・支援チームを派遣（3月27日）
- ・日本社会福祉士会より、岩手県に1名、宮城県に2名の社会福祉士を派遣（4月1日）
- ・福島大学、福島県発達障害支援センター、国立障害者リハビリテーションセンターなどからなる発達障害支援の専門家チーム（5名）が福島県内を巡回（4月1日から）
- ・発達障害ネットワーク（JDD）が、発達障害専門家チーム（7名）を宮城県、福島県に派遣（4月6日から）

○要援護者の受入

- ・被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入れについて、各都道府県に依頼（3月15日）、受入可能人数等を把握して被災県に連絡（3月18日～）
- ・受入可能人数：高齢者関係施設35,557人（うち特養11,935人、老健5,904人）、障害者関係施設8,756人、児童関係施設7,148人、保護施設919人（いずれも4月1日14時00分現在）

受入状況（実績）：1,138人（4月1日14時00分現在）

岩手県から 介護施設等 113人

宮城県から 介護施設等 937人

福島県から 障害者施設 88人

このほか、福島第一原子力発電所事故に伴う退避者（介護施設等入所者）を受入れ（20キロ圏内約500人、20～30キロ圏内約980人、計約1,500人（都道府県間等で直接調整した数を含む））

○透析患者支援医療機関等の情報

- ・社団法人日本透析医会においては、同会の災害情報ネットワーク上で、登録されている透析医療機関の①透析の可否、②被災の有無、③透析室貸出可能病床、④透析受入可能状況、⑤その他不足物品や連絡事項等について情報提供

この情報は、一般からアクセスすることが可能

URL <http://www.saigai-touseki.net/index.php>

なお、各都道府県においても、災害に伴う透析医療に関する相談を受付

- ・青森県医療薬務課（電話017-734-9287）
- ・岩手県健康国保課（電話019-629-5471）
- ・仙台社会保険病院（電話022-275-3111）
- ・山形県地域医療対策課（電話023-630-2256）
- ・福島県地域医療課（電話024-521-7881）
- ・茨城県保健予防課（電話029-301-3220）

また、被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況になっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼

○災害時リウマチ患者支援医療機関の情報

- ・リウマチ情報センターホームページ上で、災害時リウマチ患者支援医療機関の被災状況及び診療体制、医薬品情報等について、一般国民及び医療機関・医療従事者向けに提供

URL <http://www.rheuma-net.or.jp/rheuma/index.html>

○雇用促進住宅関係

- ・緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請（3月12日）。更に福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者に対する支援について、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請（3月19日）
- ・雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末までとしているが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした（3月29日）

<雇用促進住宅利用可能戸数（3月28日現在）>

- ・利用可能戸数
岩手県2,157戸、宮城県783戸、福島県1,463戸（3県以外の都道府県の合計37,058戸）
- ・活用実績
 - ①市区町村災害対策本部等により確保済の戸数
岩手県367戸、宮城県227戸、福島県171戸（3県以外の都道府県の合計2,271戸）
 - ②入居決定戸数
岩手県20戸、宮城県8戸、福島県78戸（3県以外の都道府県の合計296戸）

※引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅について被災者の受入手続きを進めるとともに、ライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努める

○生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付

- ・被災世帯に10万円（特別な場合20万円）の無利子貸付を行う緊急小口資金について、必要な都道府県の市町村社会福祉協議会において申込を受け、貸付を実施
また、被災地から県外へ避難された方は、避難先の社会福祉協議会で申込可能

○ボランティア活動の支援

- ・各被災地では、県や市町村の社会福祉協議会により災害ボランティアセンターが立ち上がり、活動状況について、各社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会のホームページで情報提供している

東北3県における災害ボランティアセンターの設置状況（3月31日現在）

岩手県 16箇所
宮城県 20箇所（仙台市含む）
福島県 27箇所

①災害ボランティアセンターの体制強化

全国各地の社会福祉協議会から岩手県、宮城県、福島県、仙台市の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、各地の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援やボランティアの受け入れ準備の支援が進められている（3月30日時点の派遣先と派遣数）

- ・岩手県社会福祉協議会：59名
- ・宮城県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会：107名
- ・福島県社会福祉協議会：36名

②ボランティア活動の受け入れ状況

被災地の一部の市町村では市町村外や県外からのボランティア募集が始まっている

なお、応募できるボランティアの範囲や要件等の留意事項については、現地の社会福祉協議会のホームページや以下の関連のホームページで情報提供されているので、参加に当たっては事前に十分に確認する必要がある

- ・全国社会福祉協議会「被災地支援・災害情報ボランティア情報」
URL <http://biog.goo.ne.jp/vc00000>
- ・助けあいジャパン(内閣官房震災ボランティア連携室と民間との連携プロジェクト)
URL <http://tasukeaijapan.jp>
- ・東日本大震災支援全国ネットワーク（今回の震災における被災者支援のために結成されたネットワーク組織）
URL <http://www.jpn-civil.net>

（3）水道における被害状況（4月1日8時00分現在）

①被害状況

8県で少なくとも24万戸で断水被害が生じている状況（3月31日8時00分時点では26万戸断水）。これまでに復旧した総数は192万戸（前回では189万戸）
（復旧状況の経過及び詳細については別紙1参照）

②計画停電による水道への影響

3月31日は計画停電は中止されたので、計画停電による断水は発生していない

③応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応）

- ・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島の各県に担当割りし、当面、応急給水に専念し、その後、断水調査、応急復旧計画の策定などの活動を行う予定
- ・給水車の派遣要請に対し、全国404の水道事業者において合計517台を確保（水道事業者名については別紙1参照）。現時点で、宮城県176台、岩手県79台、栃木県7台、茨城県2台、福島県40台、千葉県2台派遣し、応急給水を実施（合計306台派遣中）
- ・なお、首相官邸にも応急給水を要望する現地病院等の情報が入っており、その情報も考慮して給水車を派遣し、給水を実施中
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策特別本部を設置。3月26日に第2回会議を開催し、応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方

法について情報交換し、必要な改善方策を検討

構成団体・機関

(社)日本水道協会(日水協)、全日本水道労働組合(全水道)、全日本自治団体労働組合(自治労)、全国簡易水道協議会(簡水協)、(社)日本水道工業団体連合会(水団連)、全国管工事業協同組合連合会(全管連)、(財)水道技術研究センター、厚生労働省(健康局水道課)

(4) 医薬品・物資等調達関係

○医薬品・衛生材料等(4月1日12時00分現在)

医薬品・医療機器の需要・供給状況等

- ・医療用酸素ボンベの補給要請があり、宮城県に対して7000ℓ×103本など合計538本、岩手県に対して7000ℓ×20本など合計68本を搬送済
- ・破傷風トキソイドワクチンの補給要請(宮城県)に対して100本を搬送済
- ・透析輸液の補給要請(宮城県)に対して270本を搬送済
- ・ダイアライザーの補給要請(宮城県)に対して2000本を搬送済
- ・救急セットの補給要請に対して1000個を搬送済
- ・病院食の補給要請(宮城県)に対して、無洗米1000kg、水1320ℓ、お粥2006パック、濃厚流動食2520本を搬送済
- ・紙おむつの補給要請(岩手県、宮城県、福島県など)に対して121万枚を搬送済
- ・日本薬剤師会、神奈川県薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会、日本OTC医薬品協会などが、3月21日、25日、28日及び29日、岩手県・宮城県に対して、かぜ薬や胃腸薬などの一般用医薬品及びナプキンやオムツなどの衛生材料の詰め合わせなど計4,680箱などを水産庁の船便により搬送。各県に入港後は、県の医薬品集積所に搬送され、現地入りした医師や看護師などが携行するほか、生活物資と併せて避難所等に供給
- ・リネン類の補給要請(宮城県)に対して毛布1000枚を搬送済
- ・ウェットティッシュ等の補給要請(宮城県)に対してウェットティッシュ7600個、消毒洗浄ジェル9000個を搬送済
- ・被災地(宮城県・岩手県)の医師会から補給要請があった医療用医薬品に対して、日本医師会が、厚生労働省の要請を受けた日本製薬工業協会から調達し、医療用医薬品(約10t)を現地の医師会へ搬送済
- ・生理用品の補給要請(岩手県、宮城県、福島県)に対して179万枚を搬送済
- ・マスクの補給要請(岩手県、宮城県、福島県)に対して124万枚を搬送済
- ・慢性疾患薬などの医療用医薬品を、日本ジェネリック医薬品学会が、日本ジェネリック製薬協会(JGA)の協力により3月26日までに宮城県及び福島県へ搬送済
- ・岩手県、宮城県及び福島県の災害対策本部からの要請に対し、被災労働者等への支援を目的とした労災保険による事業として、岩手県へ消毒薬や湿布薬などの一般用医薬品1,500個を搬送済(3月23日15時)。また、29日17時までに宮城県、福島県に対して一般用医薬品8,000個を搬送済
- ・成人用、小児用の歯ブラシ約206,000本などの被災地向けの歯科保健医療に関する救援物資を、日本歯科医師会等の協力により宮城県・岩手県・福島県に送付済(3月24日、30日)
- ・抗菌薬、糖尿病治療薬、降圧剤などの避難所向けの医療用医薬品30トン、日本製薬工業協会の協力により3月25日に宮城県・岩手県・福島県に搬送済。また、3月30

日に抗菌剤、総合感冒薬などの医療用医薬品4トンを福島県に搬送済

- ・日本歯科医師会等の関係団体に、歯ブラシなどの歯科保健医療に関する救援物資に関する協力を依頼（3月29日）
- ・各都道府県が所有する歯科巡回診療車等の貸与等、被災地の歯科保健医療の確保に必要な支援に関する協力を各都道府県へ依頼（3月29日）
- ・一般用医薬品の補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して、メーカー各社による直送及び官邸手配のトラックによる配送により、かぜ薬等の一般用医薬品約151,000個・瓶、マスク180,000枚を搬送済（3月23～29日）
- ・日本歯科医師会、千葉県歯科医師会、千葉県の協力の下、千葉県の所有する歯科巡回診療車1台を岩手県に貸与。このほか、歯科巡回診療車については岩手県に1台、宮城県に3台、福島県に1台の貸与について調整中（4月1日）

○毒物劇物関係

- ・毒物又は劇物が事業所外へ流出する事態に対し、周辺住民への注意喚起の周知、毒物又は劇物の速やかな回収及び警察、消防機関への情報提供等の対応を自治体に対して要請（3月30日）

○生協関係

【食料・日用品】

- ・日本生協連は、各地の生協とともに、被災者支援のための緊急支援物資を配送。主に岩手県、宮城県、福島県の各生協に水・食料・毛布など約602万点を提供（3月23日現在）
- ・いわて生協、みやぎ生協などは、被災地で炊き出しなど食事提供

【燃料】

- ・各地の生協は、被災地現地での物資運搬等のためのガソリン31キロリットル、軽油104キロリットル、灯油38キロリットルをタンクローリーで提供（3月24日現在）
今後もさらに、継続予定

【その他】

- ・各地の118生協で、店舗・宅配などで緊急募金活動を実施（3月23日現在）
- ・各地の21生協が、被災地の組合員を中心に安否確認・お見舞い活動支援を実施（3月17日～）

※活動状況などについての詳細は日本生協連のホームページで情報提供

URL <http://jccu.coop/>

（5）原発事故関係

○原発事故の対応

- ・福島県立医大病院、福島労災病院（福島県より緊急被ばく医療機関として要請）では受け入れ体制を整備。鹿島労災病院で応援体制を準備
- ・作業員の被災状況については、福島労働局が情報を収集
- ・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引上げ（3月15日関係省令官報公示）同省令の施行について同日付で都道府県労働局に通知
- ・上記省令の施行を踏まえ、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所の責任者に

対し、省令の概要を説明するとともに、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を本省に呼び、上記指示を説明し、本社としても適正な管理をするよう要請(3月16日)

- ・福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう口頭指導(3月24日)するとともに、指導票の交付による文書指導を実施(3月26日)
- ・福島労働局が上記指導に関する改善報告を受けた。その際、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、作業員の個人被ばく線量の測定と被ばく限度の管理について徹底するよう口頭指導(3月30日)
- ・福島第一原発における作業員の線量計の使用状況について、福島労働局において詳細を調査中(4月1日現在)
- ・山形県からの要請を受け、財団法人放射線影響研究所に対し、放射線技師の派遣を要請(3月16日)。同研究所は、山形県内に避難している方々への放射線量測定、放射線に関する健康相談を実施(3月18日)
- ・放射線の影響について健康相談を希望されることが想定されるため、これらの方々に対して事故発生以降の行動などの聞き取り、汚染に関するサーベイランスを行えるよう都道府県等(福島県は除く)に保健所等における住民からの相談状況に応じた体制整備を依頼(3月18日)
- ・放射線の影響に関する健康相談について、
 - ①原子力安全委員会が除染のためのスクリーニングレベルを変更したことを受けて、除染を要しない人の範囲を修正すること
 - ②健康相談等の際に、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行の対応が望ましくないことを周知(3月21日)
 - ③健康相談等に活用するため、一般の方に向けたQ & A及び他省庁・関係機関・学会等が作成しているQ & A等について情報提供(3月23日)
- ・福島県からの災害対策基本法第30条に基づく避難所における被ばく不安解消を目的とした身体汚染スクリーニング等対応のための医師等の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、地方自治体の要請事項に応じられる程度を打診(3月15日)。厚生労働省より福島県への医師等の派遣を調整(3月17日)

<医師等の活動状況(4月1日12時00分現在)>

活 動 中 10チーム(37人)(長崎県、和歌山市、大阪府、広島市、
山口県・下関市合同、北海道、佐世保市、
熊本市、福岡市、愛媛県、愛知県)

移 動 中 0チーム(0人)

出発日決定 3チーム(9人)

派遣検討中 5チーム

合 計 18チーム(46人)

○日本さい帯血バンクネットワークの対応

原発事故による放射能被害に備え、日本さい帯血バンクネットワークは緊急連絡体制を整備

○一般社団法人日本スキンバンクネットワークの対応

災害による熱傷被害に迅速に対応するため、一般社団法人日本スキンバンクネットワークは緊急連絡体制を整備

専門医向けの情報をホームページに掲載

URL <http://www.jsbn.jp/index.html#topics>

○入院患者等の福島県外等への搬送

・入院患者

屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院の入院患者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めた

6病院、要搬送者数約700人の搬送が3月21日までに終了

・介護施設入居者等

屋内退避指示が出ている20～30km圏内の特養、老健施設などの入居者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めた

18施設、定員約980人の搬送が3月22日21時00分に終了（ご家族で対応された方を含む）

○原発事故に伴う水道・食品の対応

【水道】

・原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、

①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること

②生活用水としての利用には問題がないこと

③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと

等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、3月21日）

・水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）

・厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）

・水道水の放射性物質の調査結果について公表

[3月19日]福島県川俣町等県内6カ所

[3月21日]福島県飯舘村

[3月21日]福島県内7カ所

[3月22日]福島県内77カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）

[3月23日]福島県内5カ所及び東京都内3カ所

[3月23日]茨城県内7カ所

[3月24日]千葉県内3カ所及び福島県内4カ所

[3月24日]茨城県内19カ所

[3月25日]栃木県宇都宮市

[3月25日]福島県内15カ所
 [3月25日]茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
 [3月26日]福島県内12カ所
 [3月27日]福島県内16カ所及び千葉県内6カ所
 [3月28日]福島県内13カ所及び千葉県内6カ所
 [3月29日]福島県内67カ所
 [3月29日]福島県内46カ所
 [3月29日]福島県内49カ所
 [3月30日]福島県内14カ所
 [3月30日]福島県内133カ所
 [3月31日]福島県内73カ所
 [3月31日]福島県内13カ所

・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業(飯舘村)			3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)	3/22	3/26		
		3/27			
	川俣町水道事業(川俣町)	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業(郡山市)	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業(南相馬市)	3/22	3/30		
	田村市水道事業(田村市)	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
茨城県	いわき市水道事業(いわき市)	3/23	3/31		
	東海村上水道事業(東海村)	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業(常陸太田市)	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業(北茨城市)	3/24	3/27		
	日立市水道事業(日立市)	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業(笠間市)	3/24	3/27		
	古河市水道事業(古河市)	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業(取手市)	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業(宇都宮市)	3/25	3/25		
	野木町水道事業(野木町)	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業				
	(ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場)	3/23	3/25		
	(柏井浄水場(東側施設))	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛郡広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業(23区5市)	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による水道の摂取(乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等)を控える広報等、「一般」は住民による飲用を控える広報等を示す。また、「開始」「解除」はそれぞれ当該広報等の開始、解除を示す

【食品】

・ 原発事故に伴う、放射性物質を含む食品への対応

- ①放射性物質が検出された食品の暫定規制値を設定し、「放射能汚染された食品の取り扱いについて」を都道府県等に通知（3月17日）
- ②放射性物質が検出された食品の検査における留意事項について、都道府県等に通知（3月18日）

・ 食品中の放射性物質の検査結果について、下記の情報を公表

- [第1報] 福島県での緊急モニタリング結果、茨城県（3月19日）
- [第2報] 福島県での緊急モニタリング結果、茨城県、新潟県（3月20日）
- [第3報] 栃木県、東京都、群馬県（3月20日）
- [第4報] 福島県での緊急モニタリング結果、長野県、千葉県（3月21日）
- [第5報] 埼玉県、新潟県、茨城県（3月21日）
- [第6報] 福島県での緊急モニタリング結果、神奈川県、新潟県、茨城県（3月22日）
- [第7報] 茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県、京都市（3月23日）
- [第8報] 福島県での緊急モニタリング結果、栃木県、群馬県（3月23日）
- [第9報] 千葉県、新潟県、山形県、茨城県、長野県、愛知県（3月24日）
- [第10報] 東京都（3月24日）
- [第11報] 千葉県、栃木県、神奈川県、茨城県、新潟県、愛媛県、埼玉県、群馬県、山形県、宮城県（3月25日）
- [第12報] 愛知県（3月25日）
- [第13報] 新潟県（3月26日）
- [第14報] 福島県での緊急モニタリング結果、群馬県、山形県、茨城県（3月26日）
- [第15報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、山形県（3月27日）
- [第16報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、千葉県、山形県、宮城県（3月28日）
- [第17報] 千葉県、新潟県、群馬県、長野県、神奈川県、山形県（3月29日）
- [第18報] 福島県での緊急モニタリング結果、千葉県、神奈川県、埼玉県、新潟県、山形県、名古屋市（3月30日）
- [第19報] 福島県での緊急モニタリング結果、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、新潟県、京都府、東京都、京都市（3月31日）
- 【検査実施状況】 検査件数780件、うち暫定規制値超過136件（3月31日現在）

・ 内閣総理大臣から関係自治体に対し、原子力災害特別措置法に基づき食品の出荷制限、摂取制限の指示があった旨公表

- [3月21日] 福島県（出荷制限→ハウレンソウ・カキナ・原乳）
茨城県・栃木県・群馬県（出荷制限→ハウレンソウ・カキナ）
- [3月23日] 福島県（出荷制限及び摂取制限→非結球性葉菜類及び結球性葉菜類・アブラナ科の花蕾類、出荷制限→カブ）
茨城県（出荷制限→パセリ・原乳）

・ 検査結果に基づき以下のとおり対応

《規制値の設定》

食品中の放射性物質の健康への影響について科学的評価を得るため、食品安全委員会へ諮問（3月20日）

《モニタリング体制の強化》

東京電力のサンプリング調査で海水から放射性物質が検出されたことを踏まえ、沿岸のモニタリング検査について強化するよう要請（3月22日）

食品の摂取制限及び出荷制限の指示があった自治体に隣接する県について、放射性物質検査を実施するよう要請（3月23日）

非結球性葉菜類の主要産地において市町村ごとに偏りがないように放射性物質検査を計画し、その計画を報告するように対し通知（3月25日）

(6) 計画停電に係る対応

- ・医療分野における東京電力及び東北電力の計画停電に対する対応については、都県・関係団体への事務連絡の発出や在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡、国立病院機構等への緊急相談窓口の設置等の対応を実施済み。今後の予測不可能な大規模停電についても、都県・関係団体等への事務連絡を発出
- ・東京電力及び東北電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遺漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携などについて依頼。計画停電対象都県からは、現在のところ、難病患者等に関する被害報告はきていない（4月1日12時30分現在）
- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者の主治医や訪問看護ステーション等を支援するため、東京電力及び東北電力の計画停電により影響を受ける1都11県45病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を設置
- ・東京電力及び東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、各病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供
- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないように、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼。なお、計画停電区域からの大きな被害、障害についての報告は受けていない
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないように万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼。なお、計画停電区域からの大きな被害、障害についての報告は受けていない
- ・東京電力の計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携

を確保するよう関係都県・関係団体に依頼。計画停電区域から大きな被害、障害についての報告は受けていない

- ・東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼
- ・東京電力管内の都県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電が発生に備えて、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月18日）

（7）雇用、労災関係

○特例的な失業給付の支給

- ・事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇用予約付で一時離職し、賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施（3月12日、13日）

○雇用調整助成金の特例

- ・震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること）を実施（3月17日）

○「広域求職活動費」「移転費」等の支給対象となる被災地域を指定

- ・被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる被災地域を指定（3月24日）

○被災地を含む全国のアローワークで被災者に対する就職支援を強化

- ・被災地を含む全国のアローワークにおいて被災者に対する就職支援を強化するよう、都道府県労働局に指示（3月25日）
 - ① 震災直後から被災地のアローワークに設置していた「震災特別相談窓口」を、避難先を含む全国のアローワーク（新卒応援アローワークを含む）に設置拡大
 - ② 「広域求職活動費」と「移転費」を活用した、被災地以外への地域への広域職業紹介の実施
 - ③ アローワークから避難所に出向き、被災求職者に対する職業相談・職業紹介、雇用保険その他のアローワークが取り扱う各種制度の相談・情報提供等を行う「出張相談」を実施
 - ④ 被災求職者を積極的に雇い入れようとする求人、社宅・寮の附帯した求人の確保
 - ⑤ 被災求職者と、被災求職者を積極的に雇い入れようとする求人者が一堂に会した合同求人面接会の実施

○新規学校卒業予定者等就職支援関係

- ・厚生労働大臣・文部科学大臣連名で以下の内容について主要経済団体等（258団体）

に要請（3月22日）

- ①採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるよう、また、予定期日に入社できるよう努力すること
- ②被災地の学生の入社時期やエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること
- ③震災により採用内定取消しにあった学生の採用に協力すること
- ・求人情報事業所団体に東北地方の学生への特別な情報提供（東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組む等）を要請、東北地方の学生へのメッセージを发出（3月22日）
- ・東北地方太平洋沖地震により採用内定取消しなどを受けた学生・生徒等を対象とした相談窓口（学生等震災特別相談窓口）を3月28日までに全国の新卒応援ハローワークに開設（56箇所設置予定）
- ・採用内定取消しなどに関する事業主からの相談状況（3月25日現在（3月11日～25日））
相談件数：全国288件（うち岩手40件、宮城40件、福島59件）うちハローワークの説明・説得等により内定取消しをしないこととした数：35件（うち岩手7件、宮城2件、福島5件）
- ・採用内定取消しなどに関する事業主からの通知件数（3月25日現在（3月11日～25日））
内定取消し：全国123人（うち高校生71人、大学生等52人。岩手県24人、宮城県13人、福島県7人、東京都63人）
入職時期繰下げ：全国693人（うち高校生346人、大学生等347人。岩手県25人、宮城県117人、福島県109人、東京都385人）

○労働保険料の納付期限の延長関係

- ・震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）等を正式に決定する告示を制定（3月24日）

○被災地における労災保険の事務処理について通知

- ・東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこととした（3月24日）

○労災保険の考え方を被災者やご遺族に紹介

- ・震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いに関する「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q & A」を作成し、被災者やその遺族にわかりやすく説明するよう都道府県労働局に指示（3月24日）

○派遣労働者の雇用維持・確保

- ・厚生労働大臣名で以下の内容について人材派遣関係団体や主要経済団体に要請（3月28日）

派遣元事業主の団体に対して、①労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業場所の確保に努めること、②やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当の支払いに努めること

主要経済団体に対して、①現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続すること②やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合には、休業等による派遣元事業主の損害の適切な賠償や関連会社への就職のあっせん等派遣労働者の新たな雇用機会の確保に努めること

○有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

・厚生労働大臣名で以下の内容について主要経済団体に要請（3月30日）

- ①有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をすること
- ②事業主がやむを得ず休業する場合は、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当の支払いに努めること

○雇用・労働関係での特例措置をとりまとめたリーフレットを作成・配布

・「従業員・失業者・訓練受講者向け」及び「事業主向け」に、これまでの雇用・労働関係での特例措置をとりまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署等で配布（3月29日）。なお、今後も随時改訂をしていく予定

○雇用調整助成金の取扱いの弾力化について

・東北地方太平洋沖地震等の発生に伴い雇用調整助成金を利用する事業主に対し、

- ①管轄にこだわらず最寄りのハローワークで申請を受理する
- ②必要な書類が用意できないときは、事後に用意できるようになってから提出することを確約することで申請を認める
- ③今後、出来るだけ迅速に支給できるような体制を早急に確立することの3点を、被災地を管轄する労働局に改めて指示（3月30日）

○職業能力開発関係

・独立行政法人雇用・能力開発機構に対して、被災県における都道府県センターに「震災特別相談窓口」を設置し、職業訓練受講者及び事業主等に対する職業訓練や助成金の取扱い等に係る相談援助を行うよう要請（3月31日）

○東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

・労災診療を行った指定医療機関等が、被災により診療録等を滅失した場合や、被災地域の指定医療機関からの通常の手続による請求が困難な場合における労災診療費等の請求方法等について、都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に対して周知を依頼（3月30日）

○労働局の対応

【被災地】

<岩手労働局>

- ・特別相談窓口を設置（相談件数6,725件 3月31日現在）、土日に臨時開庁予定（ハローワーク釜石4月2日、ハローワーク宮古4月3日）
- ・労働局において、フリーダイヤルによる「電話相談」を実施（相談件数172件）（3

月26日、27日) (4月2日、3日も実施予定)

- ・釜石市及び宮古市の避難所において、入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(釜石市3月29日1箇所、4月1日1箇所、宮古市3月30日2箇所)
- ・約400箇所の避難所あてに労働行政の相談内容及び連絡先等をまとめた張り紙を作成し、岩手県に対して広報を依頼(3月29日)
- ・盛岡市及び大船渡市の避難所において、入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施予定(盛岡市4月5日1箇所、大船渡市4月5日~12日計5箇所)

<宮城労働局>

- ・庁舎が使用不能の気仙沼所について、市役所に窓口を設置し、失業認定等の業務を開始(3月20日)
- ・労働局、ハローワーク、労働基準監督署で特別相談窓口を設置(相談件数4,607件 3月30日現在)
- ・「電話相談」を実施(相談件数834件 3月26日、27日) (4月2日、3日も実施予定)
- ・特別相談窓口の設置等についての労働者向け周知資料を作成し、市町村対策本部を通じて配布、30市町村の避難所に掲示(3月28日~)
- ・総合相談を開催する地方自治体と連携して、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(山元町3月29日、亘理町3月30日、丸森町、川崎町4月1日予定、岩沼市4月8日予定)

<福島労働局>

- ・福島市、郡山市、白河市、会津若松市、須賀川市、塙町、矢吹町(やぶきまち)及び西郷村(にしごうむら)の避難所において、入所者を対象とした「労働出張相談」を実施(延べ20回・19箇所 相談件数225件 3月31日現在): 賃金・休業手当、雇用調整助成金、雇用保険給付、労基法相談に関するものが主(3月16日~28日)
- ・管轄内に「原発20~30キロ屋内退避圏」を一部有するいわき市では、いわき地区の安定所(平、磐城(出張所)、勿来(出張所))を開庁(3月17日)
- ・労働局及び監督署・安定所で特別相談窓口を設置(相談件数1,908件 3月31日現在)
- ・避難所への臨時・短期・アルバイト求人の掲示開始
労働局は、自治体災害対策本部を通じて、避難所で週2回程度掲示(3月22日~)
- ・「福島労働局被災者ホットライン」(被災者向けフリーダイヤル電話相談)を実施(相談件数607件 3月31日現在)(3月23日~)
- ・避難所の入所者を対象とするチラシ「福島労働局からのお知らせ」創刊。監督署安定所は、自治体災害対策本部を通じて、避難所で配布。各種情報のほか、出張相談、電話相談を通じ得られた被災者のよくある質問をQ & Aで掲載。週1~2回発行(3月24日、31日)
- ・他町村に移転した福島県内市町村役場へのヒアリングを実施(3月29日 富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、楢葉町、広野町)

【被災地以外】

<秋田労働局>

- ・秋田市大森山老人子供の家ほか県内17か所の避難所に避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(3月28日~31日)

<山形労働局>

- ・山形市総合スポーツセンターに避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（3月29日）

＜栃木労働局＞

- ・なす高原自然の家ほか県内5か所の避難所に避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施予定（4月4日～6日）

＜埼玉労働局＞

- ・福島県からさいたまアリーナに避難中の被災者の方々に対する相談会を実施（参加者163名）（3月23日）
- ・被災者への就職ニーズに関するアンケートを実施（6割強が寮・社宅付き求人を希望）（3月23日）
- ・アリーナ内で相談コーナー開設（3月24日）
- ・事業主向け説明会を開催（相談件数94件）（3月25日）

＜千葉労働局＞

- ・旭市飯岡支所において、被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施予定（4月8日）

＜東京労働局＞

- ・東京武道館（足立区）において、「ハローワーク・労働基準監督署合同説明会」を実施（3月28日）

＜新潟労働局＞

- ・避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（ユートピアくびき希望館（上越市）3月25日、西総合スポーツセンター、新潟市体育館等3月30日、豊栄体育館、国立妙高青少年自然の家、小千谷市総合体育館3月31日）

＜富山労働局＞

- ・避難所に出張し、福島県、宮城県から避難した被災者の方々にハローワークが提供するサービスの説明、求人情報一覧表等を提供（3月22日）

＜福井労働局＞

- ・敦賀市役所（被災者相談窓口）において、福島県から避難した被災者の方々に福井労働局、ハローワークによる出張相談を実施（相談件数9件）（3月19日～21日）

＜開庁状況＞

○労働基準監督署及びハローワークの開庁状況

- ・岩手、宮城及び福島労働局管内における労働基準監督署及びハローワークの現時点の開庁状況について厚生労働省ホームページ上に掲載

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015q3n.html>

○年金事務所の開庁状況

- ・青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城及び千葉県にある年金事務所の現時点の開所予定状況について日本年金機構ホームページ上に掲載

URL http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/kaisyo.pdf

3 通知等

【第34報以降に新たに制定した告示】

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域におけ

る国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件（厚生労働省告示第95号）」（3月31日公布）

被災地域（災害救助法適用地域（東京都を除く））に住所を有する年金受給権者であって、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にある方について、平成23年における現況届等の提出期限を平成23年7月31日に延長するための告示を制定するもの

【上記以外で、第34報以降に新たに発出した通知等】

- ・「東北地方太平洋沖地震に関する介護支援給付関係事務の取扱いについて」（3月31日 社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室）

被災者である中国残留邦人等の支援給付受給者について、要介護認定に係る審査判定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに支援給付の介護支援給付の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡するもの

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の発生に伴う在留外国人の御遺体の埋火葬について」（3月31日 健康局生活衛生課）

外務省より、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う在留外国人の御遺体の埋火葬にあたって、風俗・宗教等の違いにできる限り配慮し実施するよう依頼があったことから、各県に対し周知するもの

- ・「東京電力福島第一原子力発電所災害に係る避難指示区域内の御遺体の取扱いについて」（3月31日 健康局生活衛生課）

東京電力福島第一原子力発電所災害に係る避難指示区域内の御遺体の取扱いについて、原子力安全委員会より、火葬、土葬共に環境へ与える影響は問題にならない等の見解が示されたため、円滑な埋火葬の実施に資するよう各都道府県宛に通知するもの

- ・「平成23年度東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について」（3月31日 総務省自治税務局市町村税課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課）

保険料・個人住民税等が年金から引き落とされる被災者について、市町村の判断により、当該市町村の6月及び8月の保険料・個人住民税等の年金からの引き落としを一括して中止することを可能としたこと及びその事務処理について、関係団体等に連絡するもの

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱いについて」（3月31日 老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課）

4月の年金からの引き落としは事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、可能な限り速やかに差額の還付を行っていただきたいことについて、関係団体等に連絡するもの

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件の告示について」（3月31日 年金局事業管理課）

被災地域（災害救助法適用地域（東京都を除く））に住所を有する年金受給権者であって、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にある方について、平成23年

における現況届等の提出期限を平成23年7月31日に延長するための告示を制定したことを日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知するもの

- ・「東北地方太平洋沖地震の影響により製造・出荷等に支障が生じた場合の医薬部外品の供給確保について」（3月31日 医薬食品局審査管理課）

関係団体、都道府県等に対して、今回の地震等の影響により、医薬部外品の製造出荷等に支障が生じることが想定される場合、医薬品、医療機器と同様に、必要に応じて迅速な審査を実施すること等について連絡するもの

- ・「文書保存に係る取扱いについて（医療分野）」（3月31日 医政局、医薬食品局、保険局）

関係法令により一定期間の保存が義務付けられている文書等について、震災に伴いやむを得ず滅失等した場合には、法令違反には当たらない旨を周知するもの

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の柔道整復に係る療養費について」（4月1日 保険局医療課）

柔道整復に係る療養費について、①被災者が被保険者証を、受領委任払いを取り扱う施術所に提示できない場合においても、保険による施術が可能である旨及び、②被災地の施術所は、住宅が全半壊した方などからは受領委任払いに係る一部負担相当額を徴収せず、これを含めて全額（10割相当分）を保険者等へ請求することができる旨を都道府県等に連絡するもの

- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について」（4月1日 雇用均等・児童家庭局総務課、文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

震災孤児等の把握に当たって、児童相談所と教育委員会の連携などについて全国の都道府県等に通知するもの

- ・「被災地から避難した要介護高齢者等への十分な処遇の確保について」（4月1日 老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課）

被災地から避難した要介護高齢者等の受け入れ施設等において介護職員の不足が確認された際には、他の介護施設・事業所から派遣するなど、要介護高齢者の処遇に支障が生じることのないよう連絡するもの

- ・「被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について」（4月1日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

避難所で生活されている高齢者向けに、避難所における介護保険サービスの利用に関するリーフレット（Q&A）の配布を各自治体に依頼するもの

- ・「避難所において職業紹介事業者又は労働者派遣事業者が出張相談に応じる場合の取扱いについて」（4月1日 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課）

民間の人材派遣会社や職業紹介会社が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするために、窓口ごとにパーテーションで仕切りを設けることを不要とする等業務実施方法等についての要件を緩和するもの

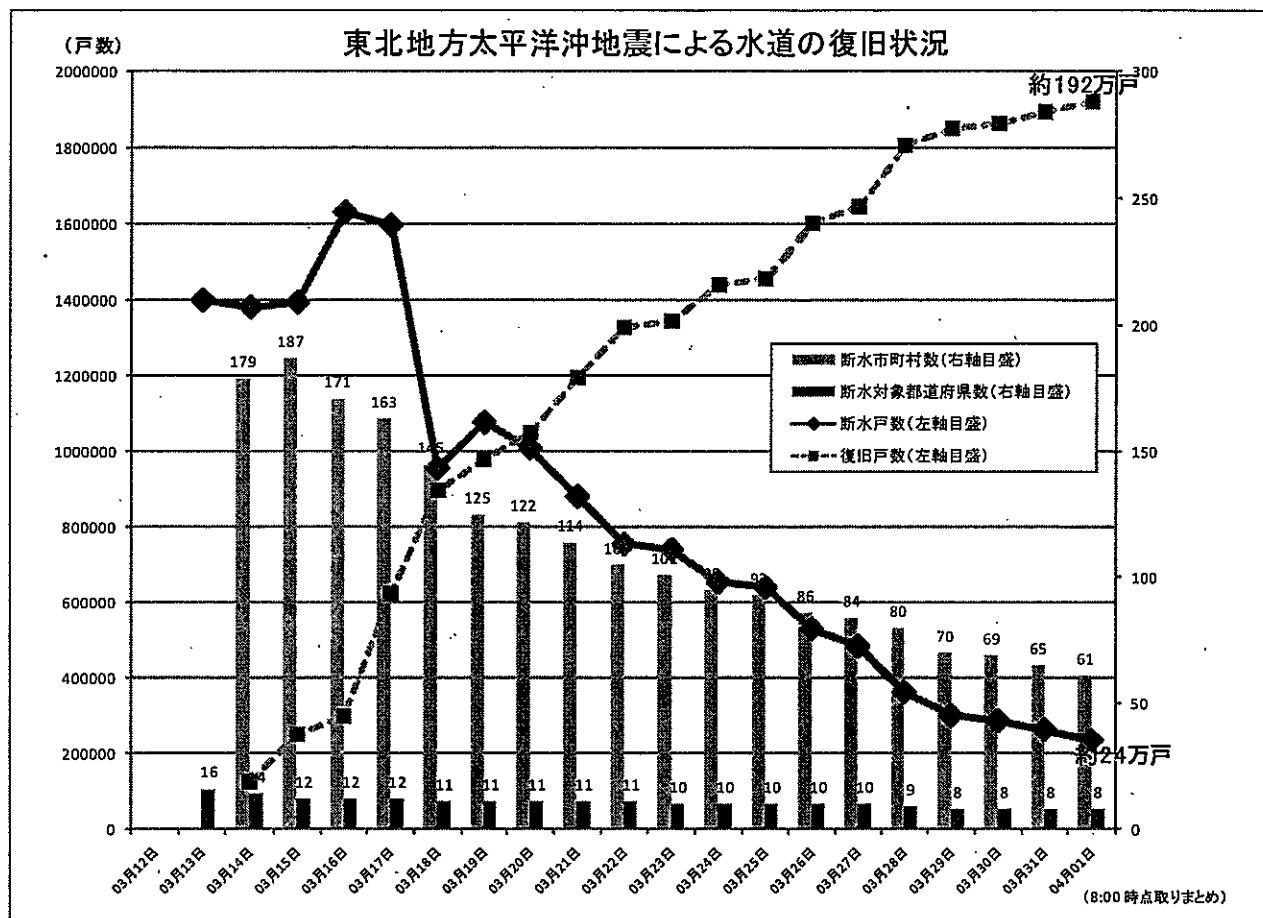
※これまでに発出した通知等については別紙2 参照

平成23年4月1日8時00分現在

水道における被害状況

1 被害状況について

①復旧状況の経過



②都道県別の被害状況について

1) 岩手県 <約4万戸断水>

大船渡市	: 断水 15,600戸→断水14,940戸 (復旧 660戸) (応急給水中)
陸前高田市	: 断水 8,000戸→断水 7,630戸 (復旧 370戸) (応急給水中)
釜石市	: 断水 8,000戸→断水 7,153戸 (復旧 847戸) (応急給水中)
大槌町	: 断水 6,000戸→断水 5,924戸 (復旧 76戸) (応急給水中)
宮古市	: 断水 11,090戸→断水 1,045戸 (復旧10,045戸) (応急給水中)
山田町	: 断水 6,000戸→断水 5,000戸 (復旧 1,000戸) (応急給水中)
岩泉町	: 断水 670戸→断水 47戸 (復旧 623戸) (応急給水中)
田野畑村	: 断水 395戸→断水 355戸 (復旧 40戸) (応急給水中)
野田村	: 断水 1,680戸→断水 300戸 (復旧 1,380戸) (応急給水中)
復旧済み	盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、一関市

2) 宮城県 <約13万戸断水>

仙南・仙塩広域水道用水供給事業 : 用水供給停止 → 一部送水開始

塩竈市 : 断水 25,852戸→断水 202戸(復旧 25,650戸)(応急給水中)

仙台市 : 断水206,500戸→断水 6,400戸(復旧200,100戸)(応急給水中)

気仙沼市 : 断水 25,800戸→断水14,470戸(復旧 11,330戸)(応急給水中)

多賀城市 : 断水 22,485戸→断水19,903戸(復旧 2,582戸)(応急給水中)

女川町 : 断水 3,049戸(応急給水中)

松島町 : 断水 5,513戸→断水 4,913戸(復旧 600戸)(応急給水中)

岩沼市 : 断水 15,979戸→断水 609戸(復旧 15,370戸)(応急給水中)

名取市 : 断水 9,200戸→断水 3,000戸(復旧 6,200戸)(応急給水中)

亘理町 : 断水 11,847戸→断水 2,220戸(復旧 9,627戸)(応急給水中)

七ヶ浜町 : 断水 6,518戸(応急給水中)

大郷町 : 断水 2,419戸→断水 10戸(復旧 2,409戸)(応急給水中)

山元町 : 断水 5,453戸→断水 3,993戸(復旧 1,460戸)(応急給水中)

利府町 : 断水 11,536戸→断水 648戸(復旧 10,888戸)(応急給水中)

石巻広域水道(石巻市、東松島市): 断水75,673戸

→断水46,153戸(復旧29,520戸)(応急給水中)

蔵王町 : 断水 3,100戸→断水 7戸(復旧 3,093戸)(応急給水中)

栗原市 : 断水 25,420戸→断水 57戸(復旧 25,363戸)(応急給水中)

南三陸町 : 断水 5,066戸(応急給水中)

美里町 : 断水 8,391戸→断水 700戸(復旧 7,691戸)(応急給水中)

復旧済み 色麻町、加美町、大崎広域水道用水供給事業、登米市、丸森町、大衡村、大和町、川崎町、角田市、柴田町、大河原町、白石市、村田町、涌谷町、富谷町、大崎町、七ヶ宿町

3) 福島県 <約4万戸断水>

郡山市 : 断水 37,000戸→断水 70戸(復旧36,930戸)(応急給水中)

須賀川市 : 断水 21,000戸→断水 340戸(復旧20,660戸)(応急給水中)

鏡石町 : 断水 4,000戸→断水 237戸(復旧 3,763戸)(応急給水中)

矢吹町 : 断水 6,130戸→断水 103戸(復旧 6,027戸)

南相馬市 : 断水 18,000戸→断水 1,800戸(復旧16,200戸)

葛尾村 : 断水 120戸(避難指示)

いわき市 : 断水130,000戸→断水34,000戸(復旧96,000戸)(応急給水中)

一部断水 相馬地方水道企業団(相馬市、新地町)(応急給水中)

復旧済み 福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、飯舘村、福島市、国見町、天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村

※双葉広域水道企業団(双葉町他4町)及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め一切の活動を停止。

4) 山形県 <4戸断水>

西川町 : 断水 4戸(応急給水中)

復旧済み 山形市、上山市、村山市、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合(尾花沢市、大石田町)、朝日町、大江町、山辺町、中山町、最上町、舟形町、大蔵村、鮭川村、米沢市、南陽市、高畠町、川西町、遊佐町、酒

田市、東根市

5) 茨城県 <約3万戸断水>

茨城県による用水供給事業において10浄水場のうち1浄水場で送水停止

北茨城市 : 断水 9,300戸→断水 400戸 (復旧 8,900戸)

鹿嶋市 : 断水 20,000戸→断水 1,200戸 (復旧18,800戸)

潮来市 : 断水 9,700戸→断水 2,500戸 (復旧 7,200戸)

稲敷市 : 断水 900戸→断水 45戸 (復旧 855戸)

神栖市 : 断水 28,900戸→断水21,697戸 (復旧 7,203戸)

行方市 : 断水 10,200戸→断水 2戸 (復旧10,198戸)

復旧済み 水戸市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、城里町、美浦村、河内町、八千代町、利根町、土浦市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、日立市、大洗町、高萩市、常陸大宮市、東海村、大子町、ひたちなか市、那珂市、桜川市、茨城町、石岡市

6) 栃木県 <約590戸断水>

矢板市 : 断水 10,000戸→断水 210戸 (復旧9,790戸) (応急給水中)

さくら市 : 断水 460戸→断水 380戸 (復旧 80戸) (応急給水中)

復旧済み 宇都宮市、足利市、真岡市、大田原市、那須塩原市、市貝町、芳賀町、高根沢町、益子町、茂木町、那珂川町、那須烏山市、那須町

7) 千葉県 <約1万戸断水>

千葉県水道局 (千葉市他10市) : 断水251,510戸→断水4,000戸 (復旧247,510戸) (応急給水中)

旭市 : 断水 18,736戸→断水1,020戸 (復旧17,716戸) (応急給水中)

香取市 : 断水 19,800戸→断水7,200戸 (復旧12,600戸)

神崎町 : 断水 1,834戸→断水 70戸 (復旧 1,764戸)

復旧済み 佐倉市、柏市、我孫子市、木更津市、君津市、成田市、銚子市、山武郡市広域水道企業団 (東金市、山武市他3町)、八匝 (はっそう) 水道企業団 (匝瑳市、横芝光町)、いすみ市、長門川水道企業団 (栄町、印西市)、東庄町

8) 長野県 <約200戸断水>

栄村 : 断水 695戸 → 断水 194戸 (復旧501戸) (応急給水中)

復旧済み 諏訪市、豊丘村、岡谷市、高森町、野沢温泉村、飯山市

9) 北海道

復旧済み 夕張市

10) 青森県

復旧済み 十和田市、佐井村、五所川原市、むつ市、野辺地町、東北町、風間浦村、八戸圏域水道団 (八戸市他1市5町)、三戸町、平内町、六ヶ所村、久吉ダム水道企業団 (大鰐町、平川市)、弘前市

11) 秋田県

復旧済み 大館市、北秋田市、能代市、八峰町、三種町、藤里町、秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、大仙市、仙北市、横手市、東成瀬村、由利本荘市、湯沢市

12) 群馬県

復旧済み 下仁田町、前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、南牧村、東吾妻

町、安中市、板倉町、明和町、高山村

1 3) 埼玉県

復旧済み 宮代町、鴻巣市、杉戸町、秩父市、小川町、ときがわ町、久喜市

1 4) 東京都

復旧済み 町田市、稲城市

1 5) 神奈川県

復旧済み 神奈川県企業庁（平塚市他16市町）、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、秦野市

1 6) 新潟県

復旧済み 柏崎市、上越市、津南町、十日町市

1 7) 山梨県

復旧済み 北杜市、富士吉田市、西桂町、都留市、富士河口湖町

1 8) 静岡県

復旧済み 裾野市、函南町、小山町

1 9) 岐阜県

復旧済み 高山市、関市

他) 水資源機構

- ・房総導水路において取水を停止 → 取水・導水を開始
- ・霞ヶ浦用水において取水を停止（管路損傷） → 送水開始
- ・東総用水送水管破損により送水不可 → 復旧済み

※（応急給水中）については報告のあったもののみ記載

2 応急給水への対応について

- ・給水車の派遣体制を整えた全国404の水道事業者は以下の通り

札幌市、旭川市、函館市、北見市、室蘭市、苫小牧市、登別市、洞爺湖町、千歳市、釧路市、帯広市、登米市、由利本荘市、秋田県、能代市、大仙市、秋田市、男鹿市、上山市、鶴岡市、新庄市、酒田市、山形市、高畠町、川西町、南陽市、最上中部水道企業団、河北町、村山市、遊佐町、会津坂下町、南会津町、会津若松市、喜多方市、磐梯町、郡山市、古殿町、太田市、みどり市、渋川市、さいたま市、埼玉県、川越市、越ヶ谷松伏水道企業団、入間市、所沢市、深谷市、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、東京都、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市、秦野市、神奈川県内広域水道企業団、新潟市、三条市、新発田市、小千谷市、燕市、五泉市、阿賀野市、加茂市、長岡市、柏崎市、胎内市、聖籠町、上越市、富山市、氷見市、射水市、立山町、滑川市、砺波市、南砺市、魚津市、小矢部市、黒部市、金沢市、小松市、白山市、野々市町、輪島市、加賀市、津幡町、内灘町、石川県、福井市、越前市、高浜町、鯖江市、あわら市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、甲府市、長野市、長野県、中野市、小諸市、東御市、塩尻市、伊那市、佐久水道企業団、木曽町、上田市、松本市、飯田市、大町市、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、美濃加茂市、静岡市、浜松市、沼津市、伊東市、焼津市、藤枝市、富士市、掛川市、島田市、御殿場市、富士宮市、東伊豆町、河津町、長泉町、磐田市、湖西市、袋井市、名古屋市、豊橋市、安城市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、刈谷市、小牧市、田原市、知立市、豊川市、豊田市、愛知中部水道企業団、南知多町、新城市、半田市、愛知県、蒲郡市、一宮市、稲沢市、東海市、

碧南市、津島市、北名古屋水道企業団、海部南部水道企業団、丹羽広域事務組合、江南市、亀山市、伊賀市、名張市、津市、四日市市、鳥羽市、桑名市、いなべ市、東員町、木曽岬町、志摩市、伊勢市、鈴鹿市、三重県、松坂市、愛知郡広域行政組合水道事務所、近江八幡市、大津市、滋賀県、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、長浜水道企業団、彦根市、日野町、守山市、野洲市、栗東市、米原市、甲良町、多賀町、京都市、長岡京市、城陽市、精華町、木津川市、八幡市、京田辺市、京都府、久御山町、宇治市、福知山市、舞鶴市、与謝野町、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、井手町、大山崎町、向日市、宇治田原町、大阪市、大阪府、堺市、豊能町、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、交野市、大東市、八尾市、柏原市、松原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、藤井寺市、泉南市、東大阪市、太子町、河南町、守口市、泉大津市、高石市、池田市、四条畷市、岸和田市、神戸市、伊丹市、川西市、高砂市、宝塚市、西宮市、阪神水道企業団、姫路市、明石市、尼崎市、加古川市、太子町、丹波市、三田市、芦屋市、豊岡市、赤穂市、西播磨水道企業団、たつの市、猪名川町、篠山市、三木市、加東市、奈良県、奈良市、生駒市、橿原市、香芝市、桜井市、天理市、大和郡山市、大和高田市、広陵町、和歌山市、海南市、橋本市、新宮市、紀美野町、紀の川市、岩出市、高野町、白浜町、かつらぎ町、有田市、有田川町、田辺市、米子市、鳥取市、倉吉市、八頭町、松江市、出雲市、浜田市、安来市、奥出雲町、岡山市、倉敷市、井原市、高梁市、総社市、津山市、美作市、岡山県南部水道企業団、新見市、岡山県西南水道企業団、笠岡市、瀬戸内市、広島市、呉市、福山市、安芸高田市、江田島市、大竹市、尾道市、庄原市、竹原市、廿日市市、東広島市、三原市、三次市、防府市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、光市、下関市、山口市、周南市、長門市、萩市、柳井市、徳島市、鳴門市、小松島市、高松市、丸亀市、松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町、新居浜市、宇和島市、高知市、四万十市、福岡市、北九州市、久留米市、佐賀市、唐津市、西佐賀水道企業団、長崎市、佐世保市、川棚町、諫早市、大村市、松浦市、島原市、熊本市、荒尾市、大分市、別府市、杵築市、宮崎市、日向市、都城市、延岡市、鹿児島市、指宿市、霧島市、薩摩川内市、枕崎市、南さつま市、阿久根市、鹿屋市、垂水市、伊佐市、那覇市、沖縄県、名護市、浦添市

【これまでに制定した告示】

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に係る法律第3条に基づく厚生労働省告示第56号」(3月17日公布)

今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日(平成23年3月11日)以降に期限の到来するものについて、その満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を制定

- ・「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働省告示第66号)」(3月24日公布)

震災により多大な被害を受けた地域における社会保険料及び労働保険料等の納付期限の延長について、対象地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)等を正式に決定する告示を制定

- ・「日本薬局方の全部を改正する件の一部を改正する件(厚生労働省告示第96号)」(3月31日公布)

被災地に所在する卸売販売業者等が流通させる医薬品について、円滑な流通が確保されるよう旧規格(改正前の日本薬局方)に適合したもので差し支えないとする延長措置(平成23年6月末まで)を講じるための告示を制定

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件(厚生労働省告示第95号)」(3月31日公布)

被災地域(災害救助法適用地域(東京都を除く))に住所を有する年金受給権者であって、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にある方について、平成23年における現況届等の提出期限を平成23年7月31日に延長するための告示を制定

【これまでに発出している通知等】

医療、介護の確保関係

- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(3月11日 保険局医療課)

被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

- ・「東北地方太平洋地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」(3月11日 健康局総務課、疾病対策課、結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)

公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県に連絡

- ・「災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について」（3月11日 健康局疾病対策課）
災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医学会との連携をとるよう各都道府県に依頼
- ・「東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月12日 医薬食品局総務課）
被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡
- ・「緊急通行車両確認標章の発給等について」（3月12日 医政局経済課）
医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼。また、医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続き（①最寄りの警察署に「厚生労働省から団体宛の協力要請通知の写し」を提示②警察署から車両の所属等を厚生労働省に電話で確認③警察署で「緊急通行車両確認標章」を発行④当該確認標章を検問等で提示し通行）を、医薬品・医療機器の製造・卸事業者団体に通知
- ・「緊急通行車両確認標章の発給等について」（3月13日 医政局政策医療課）
病院・診療所・訪問看護ステーションが被災地において往診・訪問診療および訪問看護を支障なく行うことができるよう、被災地に往診等で赴く車両について緊急通行車両の発給の措置を講ずることを関係団体に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊産婦、乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について」（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知
- ・「東北地方太平洋地震被災地における妊産婦、乳幼児への対応について」（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
被災地における妊産婦、乳幼児に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への協力について、関係団体宛協力依頼
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）」（3月14

日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課)

被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱いについて都道府県等に連絡

・「緊急援助部隊が携行する医薬品等の通関の際の取扱いについて（依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

緊急援助部隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼

・「東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等緊急輸入時の通関について（依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼

・「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡

・「外国の医師免許を有する者の医療行為の取扱いについて」（3月14日 医政局医事課）

外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨、被災都道府県に通知

・「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて（その2）（医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

医師等の診察を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示（患者が持参する薬袋等により薬剤名及び用法用量が確認できる場合、必要最小限度で提供する等）を受けている場合、医師等への確認が取れなくても向精神薬を提供することが可能である旨を都道府県等に通知

・「平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨都道府県等に連絡

・「児童福祉関係職員の派遣等について」（3月15日 雇用均等・児童家庭局）

被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼

- ・「被災地におけるボランティアを行う医師のある医師等の取りまとめについて」（３月１６日 医政局指導課）
各都道府県医務主管課あて、宮城県又は福島県でボランティアを行う意思のある医師の申込を受け付ける窓口の設置及びとりまとめを依頼
- ・「被災地への医師等の医療従事者の派遣について（依頼）」（３月１６日 医政局指導課）
日本医師会等の関係団体に医師等の医療従事者の派遣への協力を依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱いについて」（３月１６日 健康局結核感染症課）
地震により居住地で予防接種を受けられなくなった者が、居住地以外の市町村で予防接種を受けられるよう都道府県に通知
- ・「被災地の透析患者等の受入体制の確保等について（協力依頼）」（３月１６日 健康局疾病対策課）
被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況となっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼
- ・「災害時におけるMR装置の安全管理について（周知依頼）」（３月１６日 医政局総務課）
一般社団法人日本磁気共鳴医学会が発表した「災害時におけるMR装置の安全管理に関する提言」について、医療機関等へ周知するよう各都道府県等へ依頼
- ・「海外企業から在日の日本支社等に送付されるヨウ素剤（ヨウ化カリウム）の輸入手続きについて（依頼）」（３月１７日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤（ヨウ化カリウム）を送付する際の輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省関税局業務課に連絡
- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震の被災に対するがん診療連携拠点病院等における対応について（依頼）」（３月１７日 健康局がん対策推進室）
被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であるため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛てに、被災地のがん患者の受け入れ可否等についての情報把握等について依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊婦等の受け入れ体制等について」（３月１７日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
被災地における周産期・新生児救急事例や被災した妊婦が適切に医療が受けられるよう、都道府県と協力の上、受け入れ体制について適切に対応いただくとともに被災地自治体や医療機関からの相談窓口を設けて適切に対応いただくよう日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会あて依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊婦等の受け入れ体制等について」（３月１７

日 雇用均等・児童家庭局母子保健課)

被災地における妊婦等の受け入れ体制等について、相談窓口を設置し、被災自治体や医療機関から要請があったときには、適切に対応するよう都道府県あてに通知

・「救急救命士の特定行為について」(3月17日 医政局指導課)

通信事情等の問題から、医師の具体的指示が得られない場合に、救急救命士が救急救命処置を行うことを認める旨を各都道府県に連絡

・「東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について」(3月18日 医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課)

被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知

・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院に係る支援について」(3月18日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局振興課、保険局医療課)

地震の発生に伴い、生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院において必要な生活に係る支援について、障害者自立支援法及び介護保険法における支援の対象として差し支えないことを都道府県・関係団体等に連絡

・「東北地方太平洋沖地震にかかる派遣保健師等の増員について(照会)」(3月17日 健康局総務課保健指導室)

東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣について、都道府県等に対して、更なる派遣を依頼

・「放射線の影響に関する健康相談について(依頼)」(3月18日(一部修正及び追加3月21日) 健康局総務課地域保健室)

保健所等における放射線に関する健康相談の体制整備を都道府県等に依頼

原子力安全委員会が、除染のためのスクリーニングレベルを変更したことを受けて、都道府県等における健康相談の対応を一部変更。また、健康相談等の際に、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行の対応が望ましくない旨、周知

・「東北地方太平洋沖地震の発生を受けた行政備蓄抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザ)の使用について」(3月18日 健康局結核感染症課)

都道府県(被災地への支援を行う被災地以外の都道府県を含む)において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、被災された方々のインフルエンザ罹患予防及び治療用に使用できる旨を各都道府県に対して通知

・「安定ヨウ素剤の配付・投与に当たって」(3月18日 災害対策本部事務局)

自治体において安定ヨウ素剤が配布される場合には、その場に自治体や保健所から医療関係者を派遣し、助言等を講じることを自治体・保健所に周知

・「東北太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」(3月18日 老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課)

介護サービス事業所において、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的

に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合について、介護報酬、人員基準などの柔軟な取扱を可能とすることを各都道府県に通知

- ・「被災地への看護師等の医療従事者の派遣について（依頼）」（３月１８日 医政局看護課）

日本看護協会等の関係団体に看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼

- ・「医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について」（３月１９日 医政局経済課）、「医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について」（３月２０日 医政局経済課）

経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟との協議の結果、医薬品を運搬する緊急車両は、ガソリン・軽油の優先的な給油と給油量の制限を受けない取扱いとする事務連絡を発出。具体的な取扱いとしては、(薬)マークを車両に標示することとする事務連絡も発出

- ・「東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊産婦健康診査の取り扱いについて」（３月１８日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

被災した妊婦が居住地以外の自治体へ避難した際の避難先自治体における妊婦健康診査の取り扱いについて都道府県等、関係団体あて連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について」（３月１８日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

被災地で支援にあたる保健師等に対し、避難所等で生活する妊産婦、乳幼児に対する支援のポイントをまとめ、都道府県等に情報提供

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等支援物資について（依頼）」（３月１８日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

諸外国から本邦に送付される医薬品等を迅速に被災地に届けるため、当分の間、医薬品等が梱包された支援物質については、書類の確認を行わず通関させるよう財務省関税局業務課に依頼。これらの医薬品等については、受領した都道府県等において、その品目名等を確認し、厚生労働省宛に報告するよう通知

- ・「東北地方太平洋沖地震による被害者の公費負担医療の取り扱いについて（その２）」（３月１８日 健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課）

新規に公費負担医療を受けようとする被災者が、今般の災害により居住地のある県から他の都道府県に避難した場合、当該他の都道府県知事に申請を行う旨等を都道府県に連絡

- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震の被災に対するがん診療連携拠点病院等における対応について（追加その１）」（３月１８日 健康局がん対策推進室）

被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保に資するよう、関係学会調べによる治療支援医療機関情報を都道府県に周知

- ・「避難所等への患者の搬送について（依頼）」（３月１９日 医政局指導課）

被災地から避難所等への患者搬送に際して、医療関係者による付き添い、常備する医薬品の携行、診療録等による患者の病状等の情報の伝達をできるだけ行うよう、都道府県及び関係団体から医療機関等への周知を依頼

- ・「保健所等における健康相談への協力について（依頼）」（３月１８日 医政局総務課）
福島原子力発電所における事故により、放射線による健康影響を心配する地域住民が健康相談を希望することが想定されることから、保健所等において放射線の影響に関する健康相談の体制整備を図るなど適切に対応いただくよう地方自治体に依頼しているところであるが、その体制整備等にあたって、診療放射線技師の協力やサーベイメータの確保などの協力を行うよう関係団体に依頼
- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震における工業用液化酸素ガス超低温容器を医療用液化酸素ガス超低温容器として使用することについて（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）」（３月１９日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
被災地の患者に対する医療用液化酸素の供給に際し、医療用液化酸素ガス超低温容器が枯渇したことによりやむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器を使用する場合の取扱いについて都道府県等に通知
- ・「被災地への行政機関に従事する公衆衛生医師等の派遣について（依頼）」（３月２０日 健康局総務課地域保健室、保健指導室）
公衆衛生医師等（公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）の保健医療の有資格者（保健師を除く）の被災地都道府県等における避難所への派遣依頼
- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（３月２１日 医政局総務課）
被災地に診療所等を開設する場合や定員を超えて入院患者を受け入れる場合等における医療法等の弾力的な運用（事後的な対応を可とする、例外を容認する等）について、都道府県等及び関係団体に対して周知
- ・「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」（３月２２日 老健局振興課）
各都道府県に対し、被災した要援護者への居宅介護支援及び介護予防支援の実施にあたっての安否確認やアセスメントの実施による適切な支援を依頼し、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱いについて周知
- ・「放射線の影響に関する健康相談について（情報提供）」（３月２３日 健康局総務課地域保健室）
健康相談等に活用するため、一般の方に向けたＱ＆Ａ及び他省庁・関係機関・学会等が作成しているＱ＆Ａ等について情報提供
- ・「東北地方太平洋沖地震に係る特定不妊治療費助成事業の申請期限の取り扱いについて」（３月２３日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
特定不妊治療費助成事業の申請期限について、罹災により期限内に申請が行えない場合の申請期限の延長について都道府県等あて連絡

- ・「情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて」（3月23日 医政局医事課、医薬食品局総務課）
被災地の患者について、電話等による遠隔診療（薬剤の処方）を実施して差し支えない旨を周知。併せて、薬局においてはFAX等により送付された処方箋により調剤等を行って差し支えない旨を周知
- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う転学等希望者の受入れについて」（3月24日 医政局看護課）
被災した地域にある看護師等養成所の学生及び入学予定者の転学希望への対応について、全国の養成所における受入れの可能性の把握及び必要な受入れ調整を行うよう各地方厚生局、各都道府県及び関係団体あてに連絡
- ・「医療機関、避難所等において不足する医療物資等に関する相談窓口」（3月24日 災害対策本部事務局）
医療機関、避難所等において不足する医療物資等に関して一元的に相談できる窓口を厚生労働省災害対策本部事務局内に設置した旨を、岩手県、宮城県及び福島県に連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震の影響により製造・出荷等に支障が生じた場合の医薬品、医療機器の供給確保に関する取扱いについて」（3月24日 医薬食品局審査管理課）
関係団体、都道府県等に対して、今回の地震等の影響により、医薬品、医療機器の製造・出荷等に支障が生じることが想定される場合の連絡先、必要に応じて迅速な審査を実施すること等について連絡
- ・「被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入医療機関について」（3月24日 医政局指導課）
日本医師会等の関係団体に対し、被災地の医療機関からの患者の転院について、受入窓口の連絡先等の登録を求める
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて」（3月24日 医薬食品局総務課、審査管理課医療機器審査管理室）
被災地の医療提供体制を確保するため、薬局等が一時的に営業時間の変更等を行う場合等における薬事法等の弾力的な運用（届出の省略を可とする、例外を容認する等）について、都道府県等及び関係団体に対して通知
- ・「被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入調整担当窓口の設置について」（3月25日 医政局指導課）
都道府県に対し、被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入調整担当窓口の設置を求める
- ・「被災地への歯科医師等の歯科医療従事者の派遣について（依頼）」（3月25日 医政局歯科保健課）
日本歯科医師会等の関係団体に歯科医師等の歯科医療従事者の派遣への協力を依頼

- ・「福島県内への保健師等の派遣について（依頼）」（３月２７日 健康局総務課地域保健室、保健指導室）

福島県知事からの保健師等の派遣の増員要請を受け、各都道府県、保健所設置市、及び特別区に福島県への派遣について、再検討を依頼
- ・「被災地において服薬中断が疑われる精神障害者への対応について」（３月２８日 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）

薬物治療を受けていた精神障害者の中で、被災により服薬中断状態となっている者等に対し、服薬状況の確認、適切な治療への誘導等を実施することを、医療機関、医療チーム、保健師チームなどの関係者に周知するよう、都道府県・指定都市に連絡
- ・「被災地への歯科保健医療に関する救援物資について（依頼）」（３月２９日 医政局歯科保健課）

日本歯科医師会等の関係団体に、歯ブラシなどの歯科保健医療に関する救援物資に関する協力を依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震にかかる歯科保健医療の確保について」（３月２９日 医政局歯科保健課）

各都道府県が所有する巡回歯科診療車等の貸与等、被災地の歯科保健医療の確保に必要な支援に関する協力を各都道府県へ依頼
- ・「被災地への理学療法士等の医療従事者の派遣について（依頼）」（３月３０日 医政局医事課）

日本理学療法士協会等の関係団体に理学療法士等の医療従事者の派遣への協力を依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について」（３月３０日 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室）

東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、事業者が保管等を行っている毒物又は劇物が事業所外へ流出する事態が発生。周辺住民等の保健衛生上の危害防止の観点から、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、①毒物又は劇物を発見した場合は当該毒物又は劇物に触れないようにし、速やかに保健所に届け出るよう周知すること、②流出した毒物又は劇物について、事業者回収させる等の速やかな措置を講ずること、③得られた毒物又は劇物の事業所外への流出状況を警察、消防機関等へ情報提供することを通知
- ・「東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について」（３月３０日 医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課）

被災地の地方公共団体に対して他の地方公共団体から医薬品等を融通すること又は薬局に対して他の薬局から医薬品を融通することは、薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震の影響により製造・出荷等に支障が生じた場合の医薬部外品の供給確保について」（３月３１日 医薬食品局審査管理課）

関係団体、都道府県等に対して、今回の地震等の影響により、医薬部外品の製造・

出荷等に支障が生じることが想定される場合、医薬品、医療機器と同様に、必要に応じて迅速な審査を実施すること等について連絡

・「文書保存に係る取扱いについて」（３月３１日 医政局、医薬食品局、保険局）

関係法令により一定期間保存が義務付けられている文書等について、震災に伴いやむを得ず滅失等した場合には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないという旨周知するもの。

避難所、社会福祉施設等における措置等

・「平成２３年東北地方太平洋沖地震による被災者等の感染症等発生予防対策の徹底について」（３月１１日 健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課）

避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼

・「東北地方太平洋沖地震による被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防について」（３月１１日 健康局疾病対策課）

東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼

・「社会福祉施設における緊急的対応について（依頼）」（３月１１日 社会・援護局総務課）

要援護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼

・「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（３月１１日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）

要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考えられる取組や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知。併せて、被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼

・「３月１１日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等へに対応について」（３月１１日 社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課）

被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡

・「３月１１日発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への

避難所等における情報・コミュニケーション支援について」(3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼

- ・「高齢者、障害者等の要援護者の緊急対応について」(3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課災害救助・救援対策室、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課)

避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととするとともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼

- ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の発生に伴う高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について(依頼)」(3月11日 健康局生活衛生課)

避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼

- ・「避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について(留意事項)」(3月12日・15日 社会・援護局総務課災害救助・救援対策室)

避難所における被災者に対するプライバシーの確保、寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策、福祉避難所の活用及び応急仮設住宅の設置に際しての留意点について、関係県に依頼

- ・「被災地での健康を守るための周知について」(3月15日(一部更新3月18日 健康局総務課地域保健室))

冊子を、被災者を始め支援者への周知について関係県に依頼

- ・「被ばく対策の情報について」(3月15日 健康局総務課地域保健室)

原発事故による被曝防止対策、長引く避難生活での健康への影響を抑えるための対処法や注意点等、住民等の方々からの照会に対応するための参考資料の案内を都道府県等に情報提供

- ・「児童福祉関係職員の派遣等について」(3月15日 雇用均等・児童家庭局)

被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震に関する救援物資の取扱いについて」(3月15日 食品安全部企画情報課検疫所業務管理室)

被災者に対して救援物資が迅速に届くよう、救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を要しないことについて、各検疫所長に連絡

- ・「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について」（3月16日 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）
避難所等における発達障害者等に対する支援について、具体的な方法や配慮等の例を、発達障害情報センター（国立リハビリテーションセンター）のHPにおいて、順次、情報提供することとしたことについて、都道府県等に連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当の取扱いについて」（3月16日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）
①児童扶養手当について、住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和や新規申請者に対する添付書類の省略、②母子寡婦福祉貸付金について、被災した母子家庭等に対する償還期間の猶予、③ショートステイ事業について、被災した家庭を対象に含める等の弾力的な対応、等の取扱いについて都道府県等に周知
- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する子ども手当の認定等について」（3月16日 雇用均等・児童家庭局育成環境課）
被災者等の子ども手当の認定請求等に関して、①認定請求書等に添付しなければならない書類（住民票の写し等）については本人の申立書をもって代えることができること、②「災害その他やむを得ない理由」により請求等が遅れた場合の措置（請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給）について十分配慮されたいことを地方自治体に周知
- ・「重症心身障害児（者）通園事業における「東北地方太平洋沖地震」の障害児（者）」被災者に対する支援について（3月16日 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）
被災した重症心身障害児（者）通園事業の利用者に係る利用料について、減免しても差し支えないことを各都道府県等に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う介護職員等の派遣要望について」（3月18日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局高齢者支援課）
被災県（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等のうち介護職員等が不足している施設等に対し、他自治体からの派遣を調整することとし、その旨を通知
- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う要援護者の受入要望について」（3月18日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局高齢者支援課）
被災県（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等から他自治体の施設等への要援護者の受入れを調整することとし、その旨を通知
- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（3月19日 社会・援護局総務課）
今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力運用について被災地でない都道府県を含め全都道府

県に通知

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について（その2）」（3月19日 社会・援護局総務課）
災害救助費の国庫負担について、予算措置後速やかに国庫負担金の概算交付を簡素な手続で行うことが可能である旨を各都道府県に通知
- ・「福島原子力発電所の事故による避難者に関する旅館業者への周知について」（3月19日 健康局生活衛生課）
福島県から来た方に対して、放射線の影響を懸念して宿泊を拒否することがないよう旅館業の営業者に対する周知を都道府県等に依頼
- ・「福島県内から患者の受入れについて」（3月18日 災害対策本部事務局）
医療機関に対し、原発から避難している者を受け入れても、病院職員や他の患者に健康影響がないことを周知するとともに、福島県内からの患者の受け入れに協力していただくよう周知
- ・「視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（3月20日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）
避難所等における視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について、関係団体等との連携を密にし特段の配慮をするよう全国の都道府県等に依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦、乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について（3月22日 雇用均等・児童家庭局母子保健課、家庭福祉課、社会・援護局総務課）
被災し避難している妊産婦、乳幼児について、優先的に住まいの確保に努めるとともに市町村母子保健事業により支援を行うこと。また、妊婦、褥婦及び新生児については、医療機関や医療関係団体等と相談して、適切な施設の確保や産前産後ケア等の支援を行うこと。これらの支援については、災害救助法の国庫負担の対象となることについて都道府県に通知
- ・「東北地方太平洋地震に伴う災害発生により避難所等で生活する者への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（3月22日 健康局総務課生活習慣病対策室）
日本栄養士会に対し被災地での栄養・食生活支援への協力を依頼
- ・「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について（その2）」（3月23日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）
避難所等における発達障害児・者等に対する支援について、具体的な方法などを掲載した発達障害情報センターホームページの情報を更新し、専門家や行政との連携した支援の例を紹介したことについて、都道府県等に連絡。併せて、避難所等において支援に携わる者等への周知や避難所等における掲示などの活用を依頼
- ・「「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受入並びに社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について」（3月23日 老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課）

要援護者の受入並びに社会福祉施設等に対する職員派遣の具体的方法を示すとともに、積極的な取組を都道府県等に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」(3月24日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課)

被災した障害者等に対する障害福祉サービス、自立支援医療等に係る、支給決定の取扱い、受給者証の取扱い、利用者負担の徴収猶予等について都道府県等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震等に伴う障害者(児)への相談支援の実施等について」(3月24日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

被災地等における障害者(児)の適切な支援の実施、運営基準等の柔軟な取扱い、利用者が遠隔地へ避難する場合の相談支援等を都道府県等に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震で被災した中国残留邦人とそのご家族のための「情報提供・相談電話」開設のお知らせ」(3月24日 社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室)

被災した中国残留邦人とそのご家族からの問合せ、各種相談等を中国語でも受けられるよう情報提供・相談窓口を開設し、電話での情報提供・相談受付を開始

- ・「県域を越えた避難者の旅館・ホテル等への受入れについて」(3月24日 社会・援護局総務課)

県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入のマッチングを行う旨の観光庁通知を受け、各都道府県に被災者の受入体制の確保の要請、2ヵ月の期限到来後の更新があり得る旨等を周知

- ・「要援護障害者等の避難所等への搬送について(依頼)」(3月25日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

被災地から避難所等への特に状態の悪い要援護障害者等の搬送に際して、医療関係者による付き添い又は医療機関等との連携体制の確保等をできるだけ行うよう、都道府県から管内市町村、障害福祉サービス事業所等への周知を依頼

- ・「震災により親を亡くした子どもへの対応について」(3月25日雇用均等・児童家庭局総務課)

支援者が震災により親を亡くした子どもへの対応を行うに当たっての留意点(国立成育医療研究センター作成)を全国の都道府県等に通知

- ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その3)」(3月25日 社会・援護局総務課)

公営住宅等を活用して災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となるので、積極的に被災者の受入れを当てるように要請すると共に、避難所において行われる炊き出し等については、避難所に収容された者に限らず、住宅に被害を受けて炊事のできない者も対象とされていること等の留意点を周知

- ・「避難所の生活環境の整備について」(3月25日 社会・援護局総務課災害救助・救

援対策室)

避難所における被災者に対するプライバシーの確保、寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策、福祉避難所の活用について被災者を受け入れる側の都道府県に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う要援護者の受入並びに社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について(その2)」(3月25日 老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課)

3月23日付け事務連絡「「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護保険施設等に対する「要援護者の受入れ」及び「介護職員等の派遣」について」において積極的な取組を依頼したところであるが、本通知では、受入・派遣の具体的な取組方法等について各都道府県等並びに協力団体に周知

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて」(3月28日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

福祉・介護人材の処遇改善事業の対象となっている障害福祉サービス事業者のうち要件を満たすことが一時的に困難となった事業者については、都道府県の判断により柔軟な対応が可能であることを都道府県に連絡

- ・「高齢者の要援護者の避難所等における適切な支援について」(3月28日 老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室)

今回の災害による避難所等での生活が長期に及び、認知症の症状等への影響が懸念されることから、各自治体に対して避難所等における認知症の方への適切な支援について配慮していただくよう留意点を周知

- ・「東北地方太平洋沖地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について」(3月29日 老健局老人保健課)

生活不活発病の予防のための活動における利用者向け資料及びマニュアルを各都道府県に送付

- ・「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について(その3)」(3月29日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)

避難所等における発達障害児・者等に対する支援について、発達障害情報センターホームページの情報を更新し、専門家や行政との連携した支援の例を紹介したことを、都道府県等に連絡

- ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その4)」(3月29日 社会・援護局総務課)

広域にわたる避難が行われた場合の取扱いに関し、①受け入れた都道府県・市町村での具体的な求償の流れ、②岩手県、宮城県及び福島県に対する当面の予備費301億円の使用の決定を周知し、他自治体の積極的な救助を要請

- ・「福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知に

ついて（依頼）」（３月２９日 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課）

福島第一原子力発電所周辺の避難・屋内待避圏内や福島県内から避難した要介護高齢者等について、福島県からの避難者であるとの理由のみで受入れを拒否するなど、各介護保険施設・事業所等において過剰な反応に陥らないよう都道府県に依頼

- ・「高齢者の避難所等における虐待の防止について」（３月２９日 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室）

高齢者の避難所等における虐待の未然防止について、各自治体に配慮を要請

- ・「視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について」（３月３０日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）

被災県の公的機関や避難所等に手話通訳者等を派遣するため、各都道府県等に職員派遣を依頼

- ・「被災された補聴器使用者に対する支援について（情報提供）」（３月３０日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）

被災された補聴器使用者に対する補聴器関係業界の支援内容について都道府県等に情報提供

- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について」（４月１日 雇用均等・児童家庭局総務課、文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

震災孤児等の把握に当たって、児童相談所と教育委員会の連携などについて全国の都道府県等に通知

- ・「被災地から避難した要介護高齢者等への十分な処遇の確保について」（４月１日 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課）

受け入れ施設等において介護職員の不足が確認された際には、介護施設・事業所から派遣するなど、要介護高齢者の処遇に支障が生じることのないよう各都道府県に依頼

- ・「被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について」（４月１日 老健局総務課・介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課）

避難所で生活されている高齢者向けに、避難所における介護保険サービスの利用に関するリーフレットの配布を各自治体に依頼するもの

社会保険手続関係

[医療、年金、介護]

- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて」（３月１１日 保険局国民健康保険課）

国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並

びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に連絡

- ・「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（３月１１日 保険局保険課）

健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡

- ・「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（３月１１日 保険局高齢者医療課）

被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡

- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震に発生による保険者に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予にかかる取扱いについて」（３月１１日 保険局総務課医療費適正化対策推進室、高齢者医療課、国民健康保険課、老健局介護保険計画課）

社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」（３月１２日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

要介護認定事務の取扱や被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」（３月１３日 年金局事業管理課）

- ①被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・こども手当拠出金・船員保険含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知
- ②国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知
- ③２０歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知
- ④年金受給権者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（３月１５日 保険局医療課、保険課、国民健康保険課、高齢者医療課）

住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は患者から患者負担分を徴収せず、審査支払機関へ患者負担分も含めて全額（１０割）を請求することができる旨を関係

団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて保険者に対し連絡

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」（3月15日 保険局医療課、老健局老人保健課）

保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いについて、関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震に係るDPCデータ提出の延期について」（3月15日 保険局医療課）

東北地方太平洋沖地震に係るDPCデータ提出の延期について、DPC対象病院に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（3月16日 年金局企業年金国民年金基金課）

厚生年金基金及び国民年金基金について基金の公示によって、被災した加入者等の掛金等の納付期限の延長や納付猶予等が可能である旨、地方厚生（支）局に周知

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（3月17日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支払いを猶予することができることについて都道府県に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について」（3月17日 老健局介護保険計画課）

被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応について、都道府県に連絡

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について」（3月17日 保険局医療課）

被災地の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方の自粛、分割調剤の考慮を保険医療機関及び保険薬局に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について」（3月18日 保険局国民健康保険課、高齢者医療課）

被災地域に住所を有していた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、他市町村へ転入の際に転出証明書が提出できない場合の被保険者資格の認定方法等の特例について保険者に対し連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会における特例について」（3月18日 保険局国民健康保険課、高齢者医療課）

診療報酬等の審査支払業務に支障が生じている国民健康保険団体連合会の診療報酬審査委員会の定足数の特例等について、都道府県等に対し連絡

- ・「東北地方太平洋沖で発生した地震による被害を受けた国民年金第1号被保険者に対する保険料免除制度及び口座振替停止手続の周知について」（3月18日 年金局事業管理課）
国民年金保険料の災害時の特例免除及び保険料の口座振替停止を希望する者の手続の必要性について、日本年金機構及び地方厚生（支）局に周知を要請
- ・「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」の一部改正について（3月18日 年金局事業管理課）
被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・子ども手当に係る拠出金・船員保険含む）の口座振替を一律に停止する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その2）」（3月18日 保険局医療課）
「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その2）」（3月18日 保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課）
福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う避難指示により避難した者等の一部負担金の免除又は猶予について、都道府県等に対し連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（3月22日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支払いを猶予することができることとした3月17日付けの事務連絡の対象者の範囲の拡大及び疑義解釈について都道府県に連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その3）」（3月23日 保険局医療課）
「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その3）」（3月23日 保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課）
福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う屋内退避指示の対象地域から避難又は屋内退避した者の一部負担金の免除又は猶予について、都道府県等に対し連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その4）」（3月23日 保険局医療課）
「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その4）」（3月23日 保険局国民健康保険課、高齢者医療課）
主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止した者又は主たる生計維持者が失職し、収入がない者の一部負担金の免除又は猶予について、都道府県等に対し連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱い

について」(3月23日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)

被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支払いを猶予することができることとした3月17日付けの事務連絡の対象者の範囲を、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う屋内退避指示の対象地域から避難又は屋内退避した者にも拡大することを都道府県に連絡

・「東北地方太平洋沖地震に伴う社会保険料等の納期限の延長について」(3月24日 年金局事業管理課)

震災により多大な被害を受けた地域における厚生年金保険料(健康保険・子ども手当に係る拠出金・船員保険含む)の納付期限の延長について、対象地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)等を正式に決定する告示を制定し、日本年金機構及び地方厚生(支)局に通知

・「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」(3月24日 年金局事業管理課)

厚生年金保険料(健康保険・子ども手当に係る拠出金・船員保険含む)について、災害に係る納付の猶予の取扱要領を定めた旨を日本年金機構及び地方厚生(支)局に通知

・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う出産育児一時金等に係る医療機関等の取扱い及び直接支払制度の積極的活用について」(3月24日 保険局総務課)

被災に伴い被保険者証を提示できない場合も、妊婦等の希望に応じて直接支払制度を利用できること及び直接支払制度の積極的活用について関係団体等に対し連絡

・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(3月24日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)

被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止した旨又は被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、収入がない旨の申立てを行った場合にも利用料等の支払いを猶予することができることを都道府県に連絡

・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証の取扱いについて」(3月25日 保険局保険課)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う高齢受給者証等の取扱いについて」(3月25日 保険局国民健康保険課)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被保険者証を提示せずに受診した被保険者の一部負担金の徴収等について」(3月25日 保険局高齢者医療課)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による高齢受給者証の特例等について」(3月25日 保険局医療課)

被災に伴い被保険者が自己負担割合が記載されている高齢受給者証等を医療機関に提示できない場合、本人や保険者等に確認し対応することや、その結果本来の自己負担割合と異なる請求を行っても医療機関には請求どおり支払がなされること、3

月31日に期限を迎える高齢受給者証について、4月1日以降も当面有効なものと取り扱えることを都道府県や保険者等に対し連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について（その2）」（3月25日 保険局国民健康保険課、高齢者医療課）

被災市町村からの転入による後期高齢者の被保険者資格認定の際に、転出証明書を提出できない場合に、転入先広域連合から転出元広域連合へ連絡を行うことにより、転出元の資格喪失処理を確実に進められるようにすることを都道府県や広域連合に対し連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて」（3月25日 老健局介護保険計画課、振興課）

介護職員処遇改善交付金の対象となっている介護事業者のうち交付要件を満たすことが一時的に困難となった事業者については、都道府県の判断により柔軟な対応が可能であることを都道府県に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導について」（3月29日 年金局企業年金国民年金基金課）

厚生年金基金及び国民年金基金について、①基金の公示によって納付期限の延長や納付猶予の対象となる地域及び掛金等、②規約変更の認可申請手続きの弾力化、③年金等の請求手続き等の弾力化（②、③は確定給付企業年金及び確定拠出年金の取扱いを含む）を地方厚生（支）局に周知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について」（3月29日 年金局企業年金国民年金基金課）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律により、企業年金制度等における法令上の義務が被災により一定の期間内に履行されなかった場合、平成23年6月30日までに義務が履行されれば免責する取扱いを地方厚生（支）局に周知

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う出産育児一時金等の受取代理制度の受取代理人変更の取扱いについて」（3月29日 保険局総務課）

出産育児一時金の受取代理制度において、震災により予定していた医療機関と異なる医療機関で出産した場合の、医療機関の変更に関する届出の簡素化等について、関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（3月29日 保険局医療課）

医療機関が、被災により診療録等を滅失した場合や、患者の窓口負担金の受領を猶予した場合の審査支払機関に対する医療費の請求方法等について、関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いに

ついて」(3月29日 保険局医療課)

医療機関が被災により診療録等を滅失した場合や、医科の医療機関であって震災後も診療を続けており、その状況に鑑みて通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、概算により医療費を請求できることとするとともに、患者の窓口負担金の受領を猶予した場合の審査支払機関に対する医療費の請求方法等について、関係団体等に連絡

- ・「平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について」(3月30日 保険局総務課)

医療機関が、被災によりレセプト電子請求が出来ない場合、簡素な手続きで紙で請求できることについて、関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(3月31日 保険局医療課)

審査支払機関に対し、医療機関における医療費の請求事務について、可能な限り事務手続にご配慮いただくよう審査支払機関に連絡

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件の告示について」(3月31日 年金局事業管理課)

被災地域(災害救助法適用地域(東京都を除く))に住所を有する年金受給権者であって、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にある方について、平成23年における現況届等の提出期限を平成23年7月31日に延長するための告示を制定し、日本年金機構及び地方厚生(支)局に通知

- ・「平成23年度東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について」(3月31日 総務省自治税務局市町村税課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課)

保険料・個人住民税等が年金から引き落とされる被災者について、市町村の判断により、当該市町村の6月及び8月の保険料・個人住民税等の年金からの引き落としを一括して中止することを可能としたこと及びその事務処理について、関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱いについて」(3月31日 老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課)

4月の年金からの引き落としは事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、可能な限り速やかに差額の還付を行っていただきたいことについて、関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の柔道整復に係る療養費について」(4月1日 保険局医療課)

柔道整復に係る療養費について、被災者が被保険者証を、受領委任払いを取り扱う施術所に提示できない場合においても、保険による施術が可能である旨及び、被災地

の施術所は、住宅が全半壊した方などからは受領委任払いに係る一部負担相当額を徴収せず、これを含めて全額（10割相当分）を保険者等へ請求することができる旨を都道府県等に連絡

[雇用、労災]

- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」（3月11日 労働基準局労災補償部補償課）

労災保険給付請求に関して、事業主証明や医師証明なしでも請求可能とすること、地震により業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合には業務災害となること等について都道府県労働局に通知

- ・「激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について」（3月13日 職業安定局雇用保険課）

激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくとも失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施

- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて」（3月14日 労働基準局労災補償部補償課）

労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を実施

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」（3月14日 労働基準局）

被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日）及び関係団体に周知依頼（3月15日）

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（3月15日 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課）

被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限を延長する旨、被災地域外に主たる事務所が所在する事業主に対しても、一定の要件を満たす場合は納付を猶予する旨を、（独）高齢・障害者雇用支援機構及び都道府県労働局あて通知

- ・「産業保健推進センター等における健康相談について」（3月16日 安全衛生部労働衛生課）

事業者、労働者及びその家族等被災された住民が、産業保健推進センター、地域産業保健センター等でメンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるようにするための体制の整備を（独）労働者健康福祉機構及び都道府県労働局に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）」（3月17日 職業能力開発局総務課）

被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供すること等を独立行政法人雇用・能力開発機構に依頼するとともに、その旨を関係県に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震の災害による基金訓練の取扱いについて」（3月17日 職業能力開発局能力開発課）

訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給を行うことができるよう中央職業能力開発協会に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」（3月17日 職業安定局雇用開発課）

震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、特に被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること）を実施

併せて、雇用調整助成金の活用事例について事業主に周知

- ・「災害時における各種助成金の支給申請等の期限に係る取扱いの周知用リーフレットの送付について」（3月17日 職業安定局雇用開発課）

各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い（支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとして取り扱う）を事業主の方へお知らせするよう都道府県労働局に指示

- ・「激甚災害時における特例処置に係る事業所の取扱いについて」（3月18日 職業安定局雇用保険課）

雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる）について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A（第1版）」について」（3月18日 労働基準局監督課、労働条件政策課、職業安定局雇用開発課）

地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A（第1版）」を作成し、都道府県労働局に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」（3月18日 安全衛生部安全課、化学物質対策課）

災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の復旧工事が早急に行われ

ることとなるため、余震の発生に留意した安全な施工、土砂崩壊災害の防止、がれきの処理における石綿等ばく露の防止等について建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知

- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出について」（3月18日 労働基準局安全衛生部安全課）

労働安全衛生法に基づく工事開始前に計画の届出が義務づけられている災害復旧工事について、計画の届出後一定期日を待たずに当該工事が早期に開始されるよう所轄労働基準監督署に前広に相談いただくことを建設業団体に依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第1版）等の事業主団体への周知について」（3月19日 労働基準局監督課）

被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ & A（第1版）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局労働基準部に指示

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第1版）等の事業主団体への周知について」（3月19日 職業安定局雇用開発課）

被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ & A（第1版）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局職業安定部に指示

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第1版）及び雇用調整助成金の活用促進の周知について」（3月20日 労働基準局監督課、職業安定局雇用開発課）

被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ & A（第1版）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局に指示するとともに、関係省庁に対して周知を依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」（3月23日 労働基準局監督課）

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、関係労働局宛に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」（3月24日 労働基準局労災補償部）

被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うよう指示

- ・「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q & A」の送付について（3月24日 労働基準局労災補償部）

震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いに関するQ & Aとして作成し、被災者やその遺族にわかりやすく説明するよう都道府県労働局に指示

- ・「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限を延長する件」の制定等について（3月24日 労働基準局、職業安定局）

震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料等（障害者雇用納付金等を含む）に関する納期限の延長について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を正式に決定する告示を制定し、都道府県労働局に通知するとともに、全国労働保険事務組合連合会、全国社会保険労務士会連合会に周知を依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」（3月25日 労働基準局監督課、勤労者生活課、安全衛生部計画課、労災補償部労災管理課）

被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談対応するため、緊急相談窓口の開設について都道府県労働局に対して指示

- ・福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて（3月28日 職業安定局雇用保険課）

福島原子力発電所の影響により、避難指示地域及び屋内退避指示地域にある事業所が事業を休業し、労働者の賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例の対象となることを各労働局に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」（3月28日 労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課、化学物質対策課）

建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策の徹底を建設業界団体に要請（併せて、関係労働局を通じ、関係団体から無償提供された防じんマスク2万枚を配布予定）

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営に当たって留意すべき事項について」（3月30日 労働基準局監督課）

福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い、避難指示及び屋内退避指示が行われた地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行う旨、福島労働局に指示

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の周知について」（3月30日 労働基準局監督課）

未払賃金立替払制度について分かりやすく説明したリーフレットを作成するとともに、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所での出張相談における周知、避難所や仮設住宅などにおける配布等、同制度の周知について、都道府県労働局に指示

- ・「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて（3月30日 労働基準局長）」

労災診療を行った指定医療機関等が、被災により診療録等を滅失した場合や、被災地域の指定医療機関からの通常の手続による請求が困難な場合における労災診療費等

の請求方法等について、都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に対して周知を依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ & A（第1報）の周知について」（3月31日 職業安定局雇用保険課）

雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していないくとも雇用保険の失業給付を支給できるなど）について、引き続き、Q & A等を活用しつつ、広く周知を行うよう、労働局職業安定部に指示

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第2版）」について（3月31日 労働基準局監督課、労働条件政策課、職業安定局雇用開発課、派遣・有期労働対策部需給調整事業課）

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第2版）（派遣労働者の雇用管理、解雇、採用内定者への対応、一年単位の変形労働時間制について第1版に追加）」を各労働局に送付

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第2版）」等の事業主団体等への周知について（3月31日 労働基準局監督課）

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ & A（第2版）」等の周知について（3月31日 労働基準局監督課、職業安定局雇用開発課）

「労働基準法等に関するQ & A（第2版）」等について、被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体等に対して周知を行うよう同地域の労働局に指示するとともに、関係省庁に対して周知を依頼

- ・「避難所において職業紹介事業者又は労働者派遣事業者が出張相談に応じる場合の取扱いについて」（4月1日 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課）

民間の人材派遣会社や職業紹介会社が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするために、窓口ごとにパーテーションで仕切りを設けることを不要とする等業務実施方法等についての要件を緩和

雇用対策関係

- ・「東北地方太平洋沖地震に係る当面の緊急雇用対策の実施について」（3月12日 職業安定局総務課）

当面の緊急雇用対策として、

- ①今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。また、失業給付を受給されている被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施
- ②失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談にお応えするため、特別相談窓口をハローワークに設置

- ③緊急避難の方々に雇用促進住宅を 一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請
- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱いの一部改正について」（3月19日 職業安定局総務課）
雇用促進住宅に係る福島第一原子力発電所の自主避難を含む離職者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう独立行政法人雇用・能力開発機構に要請
- ・「東北地方太平洋沖地震に係る主要経済団体等への大臣要請を踏まえた対応について」（3月22日 職業安定局派遣有期労働対策部企画課若年者雇用対策室）
厚生労働大臣・文部科学大臣連名による要請（3月22日実施）を踏まえ、各地域の経済団体等に対する要請の実施、主要企業等への要請の実施、管内の学生向け就職情報サイト等を運営する事業所への要請の実施、被災地の学生・生徒に対する大臣メッセージの周知を各都道府県労働局に指示
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について」（3月24日 職業安定局、職業能力開発局）
被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる被災地域を指定
- ・「「東北地方太平洋沖地震に係る当面の緊急雇用対策の実施について」の改訂について」（3月25日 職業安定局総務課）
「震災特別相談窓口」を全国のハローワーク（新卒応援ハローワークを含む）に設置拡大するとともに、被災者を受け入れている避難所等に出向いた出張相談を行うことにより、「広域求職活動費」と「移転費」を活用した被災地以外への地域への広域職業紹介等の職業相談・職業紹介、雇用保険その他のハローワークが取り扱う各種制度の相談・情報提供等を実施するよう指示。また、被災求職者を積極的に雇い入れようとする求人、社宅・寮の附帯した求人の確保を指示（上記3月12日付け通達は廃止）
- ・「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その1）」（3月25日 職業安定局首席職業指導官室）
都道府県労働局に対して、ハローワークにおける、被災地域の被災者や被災地以外の地域で新たな就業先を探す被災者の方々に対する職業相談、職業紹介の留意事項、被災者を優先的に雇い入れる意向を持つ求人の受理に当たっての留意事項等を指示
- ・「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その2）」（3月25日 職業安定局首席職業指導官室）
都道府県労働局に対して、被災者の避難先での就業ニーズの把握、就業ニーズに応じた避難所等への出張相談等について指示
- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱いの一部改正について」（3月29日 職業安定局総務課）

雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末までとした取扱いを被災者が希望する場合には、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とするを都道府県労働局に通知

・「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の取扱いの弾力化について」（3月30日 職業安定局雇用開発課）

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴い雇用調整助成金を利用する事業主に対し、

① 管轄にこだわらず最寄りのハローワークで申請を受理する

② 必要な書類が用意できないときは、事後に用意できるようになってから提出することを確約することで申請を認める

③ 今後、出来るだけ迅速に支給できるような体制を早急に確立することの3点を、被災地を管轄する労働局に改めて指示

・「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その3）」（3月30日 職業安定局首席職業指導官室）

都道府県労働局に対して、被災者を対象とした求人の確保に当たっての留意事項を示すとともに、更なる取組みの強化を指示。

・「東北地方太平洋沖地震への独立行政法人雇用・能力開発機構における対応について」（3月31日 職業能力開発局総務課）

独立行政法人雇用・能力開発機構に対して、被災県における都道府県センターに「震災特別相談窓口」を設置し、職業訓練受講者及び事業主等に対する職業訓練や助成金の取扱い等に係る相談援助を行うよう要請

被災者、被災企業に対する貸付等による経済的支援関係

・「生活福祉資金貸付（福祉資金【緊急小口資金】）の特例について」（3月11日 社会・援護局）

生活福祉資金貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知

・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震災害に係る当面の貸付業務について」（3月11日 健康局生活衛生課）

中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないように、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼

・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（3月12日 健康局生活衛生課）

災害融資について特別の措置を講ずる閣議決定を受け日本政策金融公庫による災害融資について日本政策金融公庫及び都道府県に通知し、特別相談窓口の設置、低金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口（フリーダイヤル）とともに、厚生労働省ホームページに掲示

- ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた生活衛生関係営業者等への対策について」(3月13日 健康局生活衛生課)
 ・甚大な被害を受けている生活衛生関係営業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低利金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口(フリーダイヤル)とともに、厚生労働省ホームページに掲示
- ・「被災中小企業の既往債務の負担軽減に係る対応について」(3月14日 健康局生活衛生課)
 被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の適切的な返済猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼
- ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる緊急特別取扱いについて」(3月14日 社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室)
 消費生活協同組合の行う共済事業に関し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を連絡
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた社会福祉施設等への災害復旧のための貸付について」(3月15日 社会・援護局福祉基盤課、医政局総務課)
 被災した社会福祉施設、医療機関等に対し、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧貸付について融資率等の優遇措置を図る旨、各都道府県に通知
- ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による被災者の食料等を供給する食品産業関連企業に対する金融の円滑化について(依頼)」(3月16日 健康局生活衛生課)
 被災者救援のための食料等を供給する食品産業関連企業に対する資金の円滑な融通や貸付金の償還猶予について株式会社日本政策金融公庫に依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」(3月17日 社会・援護局保護課)
 被災地から避難した方から生活保護の申請があった場合、迅速かつ適切な保護の実施にあたるよう地方自治体に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者の支援給付の取扱いについて」(3月17日 社会・援護局援護企画課)
 被災地から避難した方から支援給付の申請があった場合、迅速かつ適切な支援給付の実施にあたるよう地方自治体に通知
- ・「生活福祉資金貸付(福祉資金【緊急小口資金】)の特例に係る留意事項について」(3月18日 社会・援護局地域福祉課)
 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)について、被災した世帯に対する特例措置の運用にあたっての留意事項を各都道府県に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震に関する介護扶助関係事務の取扱について」(3月18日 社会・援護局保護課)

被災者である生活保護受給者について、要介護認定に係る審査判定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに生活保護の介護扶助の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る貸付金の返済据置期間中の利子の支払い方法について」（3月24日 健康局生活衛生課）

被災した中小・小規模企業の返済据置期間中の利子の支払い方法について据置措置を講じるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について」（3月24日 労働基準局勤労者生活課）

（独）勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済制度の掛金納付等に係る特例措置及び（独）雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資制度の返済負担軽減に係る特例措置の周知について、都道府県労働局、都道府県知事に対して通知

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる消費生活協同組合に関する緊急特別取扱い（その2）について」（3月25日 社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）

消費生活協同組合の総会・総代会について、震災による被害で定款に定めた時期に開催できないことが想定されるため、やむを得ない場合は定款に規定された時期よりも遅れて開催することを認める旨を所管消費生活協同組合、各都道府県及び各地方厚生局へ連絡

- ・「生活福祉資金貸付（福祉資金【緊急小口資金】）の特例に係る留意事項について」（3月25日 社会・援護局地域福祉課）

生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、被災した世帯に対する特例措置の運用にあたっての留意事項を各都道府県に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震による罹災者に対する記名国債証券関係事務の特別取扱いについて（お知らせ）」（3月25日 社会・援護局援護課）

記名国債証券又は印鑑票を滅紛失している場合で、既に支払期日の到来している元利金の支払について照会があった場合には、最寄りの支払場所（郵便局等）等にお尋ね頂く旨のご案内を行うよう各都道府県へ依頼

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害融資に関する特別措置の被害証明書手続き等について」（3月28日 健康局生活衛生課）

災害融資に必要な被害証明書等の事後提出を可能とする手続きの弾力化について日本政策金融公庫、各都道府県等へ通知

- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて（その2）」（3月29日 社会・援護局保護課）

体育館等の避難所における最低生活費の算定に当たり、生活扶助は居宅基準を計上すること等を地方自治体に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者の支援給付の取扱いについて（その２）」（３月２９日 社会・援護局援護企画課）

体育館等の避難所における最低生活費の算定に当たり、生活支援給付は居宅基準を計上すること等を地方自治体に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震に関する介護支援給付関係事務の取扱いについて」（３月３１日 社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室）

被災者である中国残留邦人等の支援給付受給者について、要介護認定に係る審査判定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに支援給付の介護支援給付の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡

葬祭関係

- ・「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震の発生を受けた遺体保存、遺体搬送、火葬体制の確保等について」（３月１２日 健康局生活衛生課）

柩、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼

- ・「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震の発生を受けた遺体保存に必要な物資の確保について」（３月１２日 健康局生活衛生課）

柩及びドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼

- ・「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」（３月１４日 健康局生活衛生課）

市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知

- ・「平成２３年東北地方太平洋沖地震による御遺体の埋火葬の体制の確保について」（３月２２日 健康局生活衛生課）

火葬、土葬にあたっての御遺体の搬送、墓穴の掘削や埋め戻し等の作業について、民間の運輸・輸送業者や建設業者など（※）に協力を依頼するとともに、これらを活用するよう岩手県、宮城県、福島県宛に通知

※依頼した関係団体（全日本トラック協会、全日本葬祭業協同組合連合会、（社）全国霊柩自動車協会、（社）全国建設業協会）

- ・「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震の発生に伴う在留外国人の御遺体の埋火葬について」（３月３１日 健康局生活衛生課）

外務省より、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う在留外国人の御遺体の埋火葬にあたって、風俗・宗教等の違いにできる限り配慮するよう依頼があったことから、各県に対し周知

- ・「東京電力福島第一原子力発電所災害に係る避難指示区域内の御遺体の取扱について」（３月３１日 健康局生活衛生課）

東京電力福島第一原子力発電所災害に係る避難指示区域内の御遺体の取扱について原子力安全委員会より、火葬、土葬共に環境へ与える影響は問題にならない等の見解が示されたため、円滑な埋火葬の実施に資するよう各都道府県宛に通知

国家試験等関係

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う第25回管理栄養士国家試験の実施に関する周知について」（3月15日 健康局総務課生活習慣病対策室）

平成23年3月20日に実施した管理栄養士国家試験について、宮城県会場での試験実施ができないため、追加試験の実施、受験希望者への特設会場の設置（厚生労働省）の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼

- ・「看護師国家試験等の受験に関する卒業証明書又は修業証明書の受付等について」（3月15日 医政局医事課）

平成23年2月又は3月に実施した看護師国家試験等の受験者に関する卒業証明書等の提出期限を延長する旨各都道府県に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う第25回管理栄養士国家試験の対応（第2報）に関する周知について」（3月16日 健康局総務課生活習慣病対策室）

平成23年3月20日に実施した管理栄養士国家試験について、宮城県会場以外の試験地においても被災を受けた受験予定者への追加試験の実施等の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱いについて」（3月17日 医政局医事課）

医師等の医療関係職種の免許申請について、申請書の添付書類の弾力化や申請書の提出先の拡大を図るとともに、震災により免許証をなくした者に対し、免許を有する旨の証明書を発行することとし、当該取扱いの実施を全国の都道府県に依頼

- ・「第25回管理栄養士国家試験の受験に関する卒業証明書、栄養士免許取得（見込）照合書又は実務終了証明書の受付等について」（3月22日 健康局総務課生活習慣病対策室）

平成23年3月20日に実施した管理栄養士国家試験の受験者に関する卒業証明書等の提出期限を延長する旨各都道府県に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士登録簿への登録済証明書の発行について」（3月22日 社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部精神・障害保健課）

社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士登録証を汚損又は紛失した者に対し、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士登録簿への登録済証明書を発行するよう（財）社会福祉振興・試験センターへ依頼するとともに、当該取扱いの実施を各都道府県に周知

- ・「東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い」（3月22日 医政局医事課医師臨床研修推進室）

被災病院における医師臨床研修に係る事務手続きや研修医の受け入れ実施が困難な状況を想定して、それらの取扱いを一般的なQ & Aとして取りまとめ、各臨床研修病院等に周知

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う薬剤師の免許申請等に係る取扱いについて」（3月22日 医薬食品局総務課）

薬剤師の免許申請について、申請書の添付書類の弾力化や申請書の提出先の拡大を図るとともに、震災により免許証をなくした者に対し、免許を有する旨の証明書を発行することとし、当該取扱いの実施を全国の都道府県に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う管理栄養士免許申請等に係る取扱いについて」（3月24日 健康局総務課生活習慣病対策室）

管理栄養士の免許申請について、申請書の添付書類の弾力化や申請書の提出先の拡大を図るとともに、震災により免許証をなくした者に対し、免許を有する旨の証明書を発行することとし、当該取扱いの実施を全国の都道府県に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震の影響による歯科医師臨床研修の取扱い」（3月28日 医政局歯科保健課）

各臨床研修施設及び各国公私立歯科大学（歯学部）附属病院長に対して、被災病院等における歯科医師臨床研修に係る事務手続きや研修医の受け入れが困難な状況を想定して、それらの取扱いを一般的なQ & Aとしてとりまとめ周知

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う保育士試験の対応について」（3月30日 雇用均等・児童家庭局保育課）

各都道府県が実施する保育士試験の受験予定者について、受験申請における申請書の添付書類の弾力化や遅延に対する柔軟な対応を図るよう全国の都道府県に依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う保育士登録の対応について」（3月30日 雇用均等・児童家庭局保育課）

保育士資格取得者について、都道府県への登録申請に係る添付書類の弾力化や遅延に対する柔軟な対応を図るよう全国の都道府県に依頼

食品・水道関係

【食品】

- ・「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（3月17日 医薬食品局食品安全部）

福島第一原子力発電所事故により、周辺環境から放射性物質が検出されていることから、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう、都道府県、関係機関等に通知

- ・「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づく検査における留意事項について」（3月18日 食品安全部監視安全課）
放射性物質が検出された食品の検査における留意事項について、都道府県等に通知
- ・「福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出された件について（福島原子力発電所事故関連）」（3月19日 食品安全部企画情報課、監視安全課）
福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。福島県に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法上の必要な措置を講ずるよう依頼。また、自治体（茨城県）が公表した放射性物質の検査結果についても情報提供
- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第2報）」（3月20日 食品安全部企画情報課、監視安全課）
福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。また、自治体（茨城県、新潟県）が公表した放射性物質の検査結果についても情報提供
- ・「食品衛生法上の指標値に関する食品安全委員会への諮問について（福島原子力発電所事故関連）」（3月20日 食品安全部企画情報課、基準審査課、監視安全課）
これまで集まったデータに基づき、食品中の放射性物質の健康への影響について科学的評価を得るため、食品安全委員会へ諮問
- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第3報）」（3月20日 食品安全部企画情報課、監視安全課）
自治体（栃木県、東京都及び群馬県）が公表した放射能検査の結果について情報提供
- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第4報）」（3月21日 食品安全部企画情報課、監視安全課）
福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。また、自治体（長野県、千葉県）が公表した放射性物質の検査結果についても情報提供
- ・「食品の出荷制限について」（3月21日 食品安全部企画情報課、監視安全課）
原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から関係自治体に対し、食品の出荷制限を指示があった旨公表
- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第5報）」（3月21日 食品安全部企画情報課、監視安全課）
自治体（埼玉県、新潟県及び茨城県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供
- ・「福島第一原子力発電所付近の海水に含まれる放射性物質の濃度上昇への対応につい

て」(3月22日 食品安全部監視安全課)

東京電力のサンプリング調査で海水から放射性物質が検出されたことを踏まえ、茨城県、千葉県及び福島県に対し、沿岸の海産物のモニタリング検査について強化するよう要請

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について(第6報)」(3月22日 食品安全部企画情報課、監視安全課)

自治体(神奈川県及び新潟県)が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。茨城県での検査結果及び福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

- ・「食品の摂取制限及び出荷制限について(福島県及び茨城県)」(3月23日 食品安全部企画情報課、監視安全課)

原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から福島県知事に対し食品の摂取制限及び出荷制限、茨城県知事に対し食品の出荷制限の指示があった旨公表

- ・「農畜産物等の放射性物質検査について」(3月23日 食品安全部監視安全課)

原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から関係自治体に対し、食品の摂取制限及び出荷制限の指示があったことから、その自治体に隣接する県に対して、放射性物質検査を実施するよう要請

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について(第7報)」(3月23日 食品安全部企画情報課、監視安全課)

自治体(茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県及び京都市)が公表した放射性物質の検査結果について情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について(第8報)」(3月23日 食品安全部企画情報課、監視安全課)

自治体(栃木県及び群馬県)が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について(第9報)」(3月24日 食品安全部企画情報課、監視安全課)

自治体(千葉県、新潟県、山形県、茨城県及び長野県)が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。愛知県での検査結果を情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について(第10報)」(3月24日 食品安全部企画情報課、監視安全課)

自治体(東京都)が公表した放射性物質の検査結果について情報提供

- ・「貴県産農産物の放射性物質検査について」(3月25日 食品安全部)

茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事に対し、非結球性葉菜類の主要産地において市町村ごとに偏りがないように放射性物質検査を実施するよう計画し、その計画を報告するよう要請

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について(第11報)」(3月25日 食品安全部企

画情報課、監視安全課)

自治体（千葉県、栃木県、神奈川県、茨城県、新潟県、愛媛県、埼玉県、群馬県、山形県、宮城県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１２報）」（３月２５日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（愛知県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１３報）」（３月２６日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（新潟県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１４報）」（３月２６日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（群馬県、山形県、茨城県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１５報）」（３月２７日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（新潟県、山形県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１６報）」（３月２８日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（新潟県、千葉県、山形県、宮城県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１７報）」（３月２９日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（新潟県、千葉県、群馬県、長野県、神奈川県、山形県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１８報）」（３月３０日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（千葉県、神奈川県、埼玉県、新潟県、山形県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。名古屋市の検査結果及び福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

- ・「食品中の放射性物質の検査結果について（第１９報）」（３月３１日 食品安全部企画情報課、監視安全課）

自治体（千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、新潟県、京都府、東京都）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供。京都市の検査結果及び福島県での緊急モニタリングにおける検査結果を情報提供

【水道】

- ・「原子力発電所の被災に伴う文部科学省の調査について（情報提供）」（3月18日 健康局水道課）

18日に文部科学省が水道蛇口から採取した上水（蛇口水）の調査を各都道府県に委託ることになったことを踏まえ、各都道府県水道行政担当部局に対し、当該調査の実施状況の把握に努めるとともに、必要に応じた協力を行うこと、および関係する水道事業者等に情報提供に努めることを依頼

- ・「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」（3月19日 健康局水道課）

福島第一及び第二原子力発電所の事故に伴う、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対する技術的助言

- ・「原子力発電所の被災に伴う水道水中の放射性物質のモニタリング調査結果提供について（依頼）」（3月21日 健康局水道課）

文部科学省における水道水の放射能水準調査とは別に、都道府県もしくは県内水道事業者等で水道水の放射能水準調査を行っている場合、その結果についての情報提供を依頼

- ・「乳児による水道水の接種に係る対応について」（3月21日 健康局水道課）

乳児による水道水の摂取について、食品衛生法に基づく暫定規制値を踏まえ、水道水の放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、当該水を供する水道事業者等は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるよう広報を実施するよう通知

- ・「放射性物質の拡散による降雨後の表流水取水の抑制・停止等の対応について」（3月26日 健康局水道課）

水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知

- ・「東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について（お願い）」（3月29日 健康局水道課）

法務省からの要請により、水道の復旧作業に際して、土地の境界を示す境界標識等について、可能な限りその保存が図られるよう配慮することを水道事業者等に依頼

- ・「（お願い）水道水中の放射性物質の検出結果の報告について」（3月31日 健康局水道課）

厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼

御遺体の取扱い関係

- ・「死体検案書の作成に関する留意事項について」（3月17日 医政局医事課）
死体検案書の作成に当たっては、必要最小限の記載で差し支えなく、県警と適切な連携を図りながら御遺体の検案の迅速化に努めるよう、関係者への周知を被災県に依頼
- ・「死体検案書の作成料に関する災害救助法の適用について」（3月29日 医政局医事課、社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）
遺体の検案に要する費用及び検案書の作成料について、災害救助法に基づき、当該地域の慣行として一般的になっている料金の額以内で公費において負担する旨被災県に周知

計画停電に係る対応関係

- ・「東京電力株式会社による輪番停電に係る医療機関の対応について」（3月13日 医政局指導課）
東京電力による計画停電の間、患者の治療に支障が生じないように、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係都県・団体に依頼
- ・「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」（3月13日 医政局経済課）
東京電力による計画停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、患者に対し、停電の際、例えば酸素濃縮装置の場合には、配布済みの酸素ボンベに切り替えるなどの対応を周知するよう、医療機器団体宛に依頼
- ・「東京電力株式会社による輪番停電に係る社会福祉施設及び介護保険施設等の対応について」（3月13日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
東京電力による計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼
- ・「東京電力株式会社による輪番停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者に対する注意喚起について（依頼）（依頼2）（依頼3）（依頼4）」（3月13日、14日、25日 健康局疾病対策課）
東京電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遺漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う計画停電に係る注意喚起（薬局への周知依頼）」（3月13日 医薬食品局総務課）

東京電力による計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼

・「計画停電の実施に伴う採血事業等への影響について（依頼）」（3月13日 医薬食品局血液対策課）

東京電力による計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼

・「計画停電実施による水道施設への影響」（3月13日 健康局水道課）

東京電力による計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請

・「東京電力株式会社による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知について」（3月13日 健康局総務課地域保健室）

東京電力による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都県に依頼

・「東京電力株式会社による輪番停電に係る関係機関等に対するワクチンの品質管理に関する情報提供について（依頼）」（3月14日 医薬食品局血液対策課）

東京電力の計画停電が実施された際、ワクチンの品質管理等について、必要に応じ、情報提供を行うよう関係団体に依頼

・「東北電力株式会社による計画停電に係る医療機関の対応について」（3月14日 医政局指導課）

東北電力の計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係県・団体に依頼

・「東北地方太平洋沖地震に伴う計画停電に係る注意喚起（薬局への周知依頼）」（3月14日 医薬食品局総務課）

東北電力の計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、県及び保健所設置市を通じて薬局等に依頼

・「計画停電の実施に伴う採血事業等への影響について（依頼）」（3月14日 医薬食品局血液対策課）

東北電力の計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼

・「東北電力株式会社による輪番停電に係る関係機関等に対するワクチンの品質管理に関する情報提供について（依頼）」（3月14日 医薬食品局血液対策課）

東北電力の計画停電が実施された際、ワクチンの品質管理等について、必要に応じ、情報提供を行うよう関係団体に依頼

・「東北電力株式会社による輪番停電が実施される場合の社会福祉施設及び介護保険施

設等の対応について」(3月14日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課)

東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼

- ・「東北電力株式会社による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知について」(3月14日 健康局総務課地域保健室)
東北電力による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係県に依頼

- ・「東北電力株式会社による計画停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」(3月14日 医政局経済課)

医療機器団体に対し、東北電力の計画停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、その使用に支障が生じないように、患者への周知、追加のバッテリーや代替機器の配布、貸し出しなどの対応を徹底するよう依頼

- ・「計画停電による食品等の温度管理について」(3月14日 食品安全部監視安全課)

計画停電により、冷蔵・冷凍設備が正常に作動しなくなり、食品等の温度管理が適正に実施できなくなるおそれがあることから、食品等の温度管理が適正に実施されるよう周知及び指導監督について各都道府県等に通知

- ・「計画停電実施による水道施設への影響」(3月15日 健康局水道課)

東北電力においても計画停電が実施されることから、被害の比較的小さい秋田、山形、新潟の各県及び青森県の一部の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応給給水体制の確保等について留意するよう要請

- ・「計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて」(3月15日 労働基準局監督課)

計画停電の時間帯における停電を理由とする休業については、原則として労働基準法第26条の休業手当の支払を要しないこと等の計画停電の場合の休業手当の取扱いについて各都道府県労働局に通知

- ・「東北電力株式会社による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者に対する注意喚起について(依頼)(依頼2)」(3月15日 健康局疾病対策課)

東北電力の計画停電が実施された際、人工呼吸器等使用の在宅療養患者が遺漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携することなどについて関係県、関係団体に依頼

- ・「人工呼吸器を利用する在宅医療患者の緊急相談窓口の設置について(情報提供)」(3月15日 健康局疾病対策課)

東京電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、関東信越地区の独立行政法人国立病院機構等の医療機関において緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことにつ

いて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供

- ・「人工呼吸器を利用する在宅医療患者の緊急相談窓口の設置について」（3月15日 医政局政策医療課、労働基準局労災補償部労災管理課、年金局事業企画課社会保険病院等対策室）

東京電力管内の計画停電に伴い、人工呼吸器使用の在宅医療患者の緊急相談窓口の設置および緊急一時入院の受け入れ体制について整備した旨、関係各都県および関係団体に通知

- ・「人工呼吸器を利用する在宅医療患者の緊急相談窓口の設置について（情報提供）」（3月16日 健康局疾病対策課）

東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、4県10病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。

- ・「人工呼吸器を利用する在宅医療患者の緊急相談窓口の設置について」（3月16日 医政局政策医療課、労働基準局労災補償部労災管理課、年金局事業企画課社会保険病院等対策室）

東北電力管内の計画停電に伴い、人工呼吸器使用の在宅医療患者の緊急相談窓口の設置および緊急一時入院の受け入れ体制について整備した旨、関係各県および関係団体に通知

- ・「予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について」（3月17日 健康局疾病対策課）

予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、患者等に対する注意喚起について関係都県の難病担当主管課等に通知

- ・「予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について」（3月17日 医政局指導課）

東京電力管内の都県等に対し、管内の予測不能な大規模停電の発生を想定した所要の対応や関係者への周知を依頼

- ・「予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について」（3月17日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課）

東京電力管内の都県に対し、管内の予測不能な大規模停電の発生を想定した所要の対応や管内市町村への周知を依頼

- ・「予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について」（3月17日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

東京電力管内の関係団体に対し、管内の予測不能な大規模停電の発生について会員への周知を依頼

- ・「予測不能な大規模停電の発生による水道施設への影響」（3月18日 健康局水道課）

東京電力管内の都県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電が発生に備えて、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請

- ・「予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について」（３月１８日 健康局総務課地域保健室）

予測不能な大規模停電の発生に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都県に依頼

- ・「東京電力株式会社等による計画停電に係る公費負担医療の取扱いについて」（３月２３日 健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）

計画停電の影響により、公費負担医療の受給者証等に記載のある契約医療機関及び指定医療機関を受診できない場合には、その他の契約医療機関及び指定医療機関でも受診できる扱いとすることを各都道府県等に周知

その他

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第３条第２項の規定に基づき同条第１項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成２３年８月３１日とする措置を指定する件等について」（３月１７日 医政局、健康局、老健局、医薬食品局、社会・援護局、障害保健福祉部）※障害保健福祉部は３月１８日

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第３条第２項の規定に基づき同条第１項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について通知